

平成29年白老町議会定例会3月会議会議録（第1号）

平成29年3月7日（火曜日）

開 議 午前10時00分

散 会 午後 3時23分

○議事日程 第1号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 諸般の報告について
- 第 4 行政報告について
- 第 5 平成29年度町政執行方針説明
- 第 6 平成29年度教育行政執行方針説明
- 第 7 議案第29号 白老町墓園造成事業基金条例を廃止する条例の制定について
- 第 8 議案第30号 財産の処分について
- 第 9 議案第 6号 平成28年度白老町墓園造成事業特別会計補正予算（第4号）
- 第10 議案第 1号 平成28年度白老町一般会計補正予算（第12号）
- 第11 議案第 2号 平成28年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 第12 議案第 3号 平成28年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 第13 議案第 4号 平成28年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第14 議案第 5号 平成28年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 第15 議案第 7号 平成28年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第16 議案第 8号 平成28年度白老町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）
- 第17 議案第19号 白老町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第18 議案第25号 白老町福祉館条例の一部を改正する条例の制定について
- 第19 報告第 1号 例月出納検査の結果報告について
報告第 2号 財政的援助団体等の監査の結果報告について
- 第20 議案第22号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第23号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第26号 白老町営牧野管理条例の一部を改正する条例の制定について
議案第27号 白老町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
議案第28号 仙台藩白老元陣屋資料館設置条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 9号 平成29年度白老町一般会計予算
議案第10号 平成29年度白老町国民健康保険事業特別会計予算
議案第11号 平成29年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算

- 議案第 1 2 号 平成 2 9 年度白老町公共下水道事業特別会計予算
 - 議案第 1 3 号 平成 2 9 年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算
 - 議案第 1 4 号 平成 2 9 年度白老町介護保険事業特別会計予算
 - 議案第 1 5 号 平成 2 9 年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算
 - 議案第 1 6 号 平成 2 9 年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算
 - 議案第 1 7 号 平成 2 9 年度白老町水道事業会計予算
 - 議案第 1 8 号 平成 2 9 年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算
-

○会議に付した事件

- 議案第 2 9 号 白老町墓園造成事業基金条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 3 0 号 財産の処分について
- 議案第 6 号 平成 2 8 年度白老町墓園造成事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 1 号 平成 2 8 年度白老町一般会計補正予算（第 1 2 号）
- 議案第 2 号 平成 2 8 年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 3 号 平成 2 8 年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 4 号 平成 2 8 年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 5 号 平成 2 8 年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 7 号 平成 2 8 年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 8 号 平成 2 8 年度白老町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 1 9 号 白老町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 5 号 白老町福祉館条例の一部を改正する条例の制定について
- 報告第 1 号 例月出納検査の結果報告について
- 報告第 2 号 財政的援助団体等の監査の結果報告について
- 議案第 2 2 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 3 号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 6 号 白老町営牧野管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 7 号 白老町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 2 8 号 仙台藩白老元陣屋資料館設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9 号 平成 2 9 年度白老町一般会計予算
- 議案第 1 0 号 平成 2 9 年度白老町国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 1 1 号 平成 2 9 年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第 1 2 号 平成 2 9 年度白老町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 1 3 号 平成 2 9 年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算
- 議案第 1 4 号 平成 2 9 年度白老町介護保険事業特別会計予算
- 議案第 1 5 号 平成 2 9 年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算
- 議案第 1 6 号 平成 2 9 年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算

議案第17号 平成29年度白老町水道事業会計予算

議案第18号 平成29年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算

○出席議員（14名）

1番 山田和子君	2番 小西秀延君
3番 吉谷一孝君	4番 広地紀彰君
5番 吉田和子君	6番 氏家裕治君
7番 森哲也君	8番 大淵紀夫君
9番 及川保君	10番 本間広朗君
11番 西田祐子君	12番 松田謙吾君
13番 前田博之君	14番 山本浩平君

○欠席議員（なし）

○会議録署名議員

7番 森哲也君	8番 大淵紀夫君
9番 及川保君	

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	戸田安彦君
副町長	古俣博之君
副町長	岩城達己君
教育長	安藤尚志君
総務課長	岡村幸男君
財政課長	大黒克己君
企画課長	高尾利弘君
地域振興課長	高橋裕明君
経済振興課長	森玉樹君
農林水産課長	本間力君
生活環境課長	山本康正君
町民課長	畑田正明君
税務課長	久保雅計君
上下水道課長	工藤智寿君
建設課長	竹田敏雄君
健康福祉課長	下河勇生君
高齢者介護課長	田尻康子君
学校教育課長	岩本寿彦君

生涯学習課長	武 永 真 君
消 防 長	中 村 諭 君
病 院 事 務 長	野 宮 淳 史 君
監 査 委 員	菅 原 道 幸 君
経済振興課港湾室長	赤 城 雅 也 君
健康福祉課子育て支援室長	渡 邊 博 子 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	南 光 男 君
主 査	増 田 宏 仁 君

◎開議の宣告

○議長（山本浩平君） 本日3月7日は休会の日ですが、議事の都合により、特に定例会3月会議を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（山本浩平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、7番、森哲也議員、8番、大淵紀夫議員、9番、及川保議員を指名いたします。よろしくお願いをいたします。

◎議会運営委員長報告

○議長（山本浩平君） 日程第2、議会運営委員長報告をいたします。

議会運営委員会委員長から、2月23日及び2月27日に開催した議会運営委員会での本会議の運営における協議の経過と結果について報告の申し出がありましたので、これを許可します。

議会運営委員会吉田和子委員長。

〔議会運営委員会委員長 吉田和子君登壇〕

○議会運営委員会委員長（吉田和子君） 議長の許可をいただきましたので、2月23日及び2月27日に開催した議会運営委員会の経過と結果について、ご報告いたします。

本委員会での協議事項は、平成29年定例会3月会議の運営の件であります。

まず、2月21日、22日の2日間、議案説明会を開催し、3月会議に提案される議案の概要の説明を受けた後、その取り扱いについて協議を行いました。

定例会3月会議に付議され提案されている案件は、町長の提案に係るものとして、平成28年度各会計補正予算8件、平成29年度各会計予算10件、条例の一部改正・廃止11件、財産の処分1件、合わせて議案30件であります。

また、議会関係としては、例月出納検査等の報告、発議、議員の派遣承認、意見書案、委員会報告等が予定されております。

その取り扱いの協議の結果は、会議規則第31条の規定に基づき、一括して議題とする事件は、議案第9号から第18号までの平成29年度各会計予算の10議案と、この新年度予算に係る議案第22号、23号、26号、27号、28号の5議案、合わせて15議案を一括とし、また、監査に関する報告第1号及び第2号の2議案を一括とするものであります。

次に、代表及び一般質問は、2月27日・10時に通告を締め切っており、代表質問については、5会派・5人から8項目の通告を受けており、一般質問については、議員5人から7項目の通告を受けております。

このことから、代表及び一般質問は、3月8日、9日、10日の3日間を予定し、8日に代表質問、9日及び10日に一般質問を行うこととし、3月13日を予備日としております。

次に、平成29年度各会計予算と関連議案の15議案は、議会運営基準の規定により、議長を除く全議員による予算等審査特別委員会を設置し、3月14日、15日、16日及び17日の4日間、休会中の審査とすることに決定いたしました。

以上のことから、定例会3月会議の期間については、代表・一般質問及び予算等審査特別委員会の審査期間を考慮して、本日から3月21日までの15日間としたところであります。

最後に、定例会3月会議は、新年度予算の審議等もあり、開催期間が長くなることから、議会運営に特段のご協力をいただきますよう、お願いを申し上げ、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（山本浩平君） 議会運営委員長の報告がありました。

委員長報告に対し質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

◎諸般の報告について

○議長（山本浩平君） 日程第3、議長から諸般の報告をいたします。

定例会3月会議の再開は、議案等の審議の関係上おむね15日間としたところでありますが、全日程につきましては別途お手元に配付のとおりであります。また、議会休会中における動向につきましても別途お手元に配付のとおりであります。

次に、議員の派遣結果について報告いたします。会議規則第111条第1項ただし書きの規定に基づき、平成28年定例会12月会議及び1月会議において議員派遣の議決をした以降現在まで、議会に関するもの、または町及び各団体から出席要請があったもののうち、議会との関連性など派遣の必要性を議長において判断し、議員の派遣を決定したものであります。その派遣結果については、お手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告は終わります。

◎行政報告について

○議長（山本浩平君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 平成29年白老町議会定例会3月会議の再開に当たり行政報告を申し上げます。

初めに、虎杖浜温泉ホテルぬくもりの湯における宿泊部門の再開についてであります。本施設は、客室23室を有する5階建てで、露天風呂や大浴場の入浴施設のほかプールを有した宿泊型の建物ですが、ハートフルケア白老株式会社においては、従来日帰り温泉施設として営業していたところ、本年2月14日、登別温泉で花鐘亭はなやを運営する株式会社花鐘が新た

にグループ会社として株式会社虎杖を設立し、購入されたものであります。株式会社虎杖では、現在、従来同様、日帰り温泉を営業しておりますが、4月上旬に入浴施設改修のため一時休館し、同月下旬には全館リニューアルオープンする予定であります。同社による宿泊部門の再開に向けては、従前の従業員を希望に応じて継続雇用するとともに、新たに10人程度の新規雇用も見込まれるなど、雇用の拡大が図られるほか、食材の地元調達などによる地域経済の活性化にも期待されるところであります。また、町民への無料開放の企画も予定されているなど、本町における宿泊施設の充実はもとより、町民に親しまれ、地域に根差した温泉宿泊施設となることを大いに期待するものであります。

次に、災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定の締結についてであります。今月2日、一般社団法人日本福祉用具供給協会と介護用品、特殊寝台、車椅子、移動用リフトなど避難所において必要とされる福祉用具の確保について協定を結んだものであります。この協定により、万が一災害が発生した場合でも、避難を余儀なくされた要配慮者や高齢者にとって、少しでも快適な避難所生活を送れるための一助になるものと考えております。また、日本福祉用具供給協会としましては、本町が北海道内の市町村で初めての協定締結先であり、本町としましては高齢化が進む中で、今後とも福祉用具等必要な物資の確保に向け、民間企業等と協定の締結に取り組んでまいります。

なお、本3月会議には、新年度各会計予算案を含む議案30件を提案申し上げておりますので、よろしくご審議賜りたいと存じます。

○議長（山本浩平君） ただいま行政報告が終わりました。

◎平成29年度町政執行方針説明

○議長（山本浩平君） 日程第5、この際、町長から平成29年度の町政執行方針の発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 平成29年白老町議会定例会3月会議の再開に当たり、29年度の町政運営の方針について、私の所信を申し上げます。

私が、白老町長に就任し、町政運営を託されてから、2期目1年4カ月が経過したところであります。

これまで、私は、まちづくりへの課題が山積する中で、町財政の健全化を目指すとともに、地域の活性化や町民の安全・安心に取り組み、「みんなの心つながる、笑顔と安心のまち」を築いていくことが使命であると心に刻み、町政運営に傾注してまいりました。

そうした今、私たちのまちに国立アイヌ民族博物館、民族共生公園が開設する2020年まで、残すところ3年となりました。今こそ、この飛躍のチャンスを実に捉え、町民誰もが笑顔で「住んでいてよかった」「住み続けたい」と思える、また、白老に「行ってみたい」「住んでみたい」と思ってもらえる魅力あふれるまちを、町民の皆さんと心と力を合わせて築いていかなければならないと強く感じております。

29年度の町政執行に当たりましては、町民の暮らしの安全・安心を強化する取り組みをより一層推進するとともに、町民の皆さんがお互いを尊重し、支え合い、自分らしく生き生きと暮らせる共存共栄社会を目指し、「多文化共生のまちづくりの強化」に取り組んでまいります。

その取り組みを積極的に進めることによって生まれるきずな、連帯感をより一層強め、地域が一丸となって「活力を生み出すまちづくり」を推進してまいります。

私は、「多文化共生の強化～活力を生み出すまちづくり」を推進するため、次の3つの視点を町政に臨む基本姿勢といたします。

1、「文化の共生」～歴史・文化への理解と発信の強化。

基本姿勢の1つ目は、歴史・文化への理解と発信の強化であります。

2020年の民族共生象徴空間の開設に向け、先人が築いてきた歴史・文化とアイヌの人たちの共生の精神文化から学び、ふるさと白老に誇りと愛着を持って行動する人材を育む取り組みの実践を通して、異なった価値観を共有し、多様な個性が共存共栄するまちづくりを進めてまいります。

何よりも、ふるさとを愛し、希望を持って、みずから行動する多くの人々の存在こそが、あすの白老をつくる原動力であります。

そのため、アイヌ文化を含めたふるさとの歴史・文化に関する知識・理解を高める学習の機会を充実するとともに、民族共生象徴空間をともにつくり出す機運醸成を図る取り組みを積極的に推進してまいります。

2、「産業の共生」～地域の強みを生かした経済力の強化。

基本姿勢の2つ目は、地域の強みを生かした経済力の強化であります。

地方創生を推進していくためには、少子高齢化・人口減少に歯どめをかける取り組みと同時に、新たに人を呼び込み、稼ぐ力を発揮していく地域力の向上が求められます。

こうした地域力向上を図るためには、1次から3次までの多様な産業構造があることの強みと、地場にある豊かな資源を最大限に生かして、生産から加工、流通、販売、消費までが連携し、地域内経済循環を促進することで、産業の活力を生み出し、経済力を強化していくことが求められます。

そのため、地場産業の経営基盤安定のための支援を行うとともに、空き店舗等の活用による創業支援や企業誘致活動に取り組んでまいります。

また、国内外への観光情報の発信機能の強化、着地型観光の確立に向けた取り組みを通して、経済活動を行う各事業者が参入、連携、協力し、地域活性化につながる環境づくりを進めてまいります。

3、「暮らしの共生」～暮らしを支える共助と安全・安心の強化。

基本姿勢の3つ目は、暮らしを支える共助と安全・安心の強化であります。

地域の人々がともに支え合い、心豊かに生き生きと暮らす環境づくりとして、共助の役割が重要であります。

少子高齢化による地域活動の停滞などの解消を図るため、地域主体の取り組みを支援するとともに、次世代を担う子ども・子育て世代の支援や青少年の健全育成、町民が相互に支え合い、

健康で心豊かに暮らしていくための取り組みなど、共助の強化を進めてまいります。

また、災害や事故などから生命や財産を守る危機管理、公共施設の安全対策を強化するとともに、公共施設等の活用による居場所づくりや生きがいづくり、交通弱者等への対応など、町民の安全・安心を守る取り組みを推進してまいります。

少子高齢化の進展や人口減少に伴い、まちに疲弊感が広がることが懸念されますが、私は、「多文化共生」をキーワードとして、「文化・産業・暮らしの共生」の取り組みを積極的に進めることによって、まちに活気や意欲、協働や連携などの「活力」を生み出し、新たな飛躍に向けて「チーム白老」として果敢に挑戦し、「町民一人ひとりの笑顔が輝くまちづくり」を進めてまいります。

次に、主要施策の展開について申し上げます。

この1年は、白老町の飛躍に向けた確かな歩みを前進させる重要な年と位置づけております。

29年度の主要施策については、総合計画に示された各施策に基づいて、次の5つの分野により取り組んでまいります。

主要施策の第1分野は、「生活・環境」であります。

人と環境に優しい安全で快適に暮らせるまちを目指すため、防災につきましては、多様化・多発化する自然災害による被害を最小限に食いとめるため、自助・共助・公助の取り組みの強化を図り、安全・安心な暮らしの確保を目指します。

そのため、災害備蓄品の整備や防災マスター会との連携を強化するとともに、役場庁舎非常用電源の整備を進めてまいります。

また、総合防災訓練を実施するとともに、避難行動要支援者への対策など地域防災力の向上に取り組んでまいります。

治水・海岸保全につきましては、河川・排水路の維持管理のほか、河川砂防事業としてパンノ沢川砂防事業やメップ川災害対策事業に取り組みます。また、海岸保全対策としては、北海道事業として虎杖浜海岸の保全整備を促進するとともに、竹浦海岸の整備事業を要望してまいります。また、国の事業として萩野・北吉原地区の災害復旧整備を促進するとともに、白老地区人工リーフの整備を進めてまいります。

消防・救急につきましては、火災の未然防止に努め、町民の生命・財産を守るため、防火対象物の指導、住宅用火災警報器設置・更新の促進や、防火団体の育成に取り組むとともに、消防・救急・救助体制のさらなる充実を図り、町民が安心して暮らせるまちづくりを推進します。

また、消防防災力の強化として、消防用資機材、消防団装備、携帯用119番受信装置の整備・更新を行うとともに、消防車、大型水槽車、高規格救急車の更新を計画的に進めてまいります。

環境保全につきましては、自然と共生し、持続可能な循環型の地域社会をつくるため、ごみの減量やリサイクル、環境美化など、事業者や町民と協働し、住みやすさを実感できる取り組みを進めてまいります。また、不法投棄や管理不全の空き地の指導を徹底し、快適な生活環境の保全に取り組んでまいります。

さらに、景観や衛生に配慮し、大町トイレの解体を行うとともに、近年の核家族化などに伴う墓の維持管理に対応するため、共同墓の設置を進めてまいります。

住環境につきましては、引き続き町営住宅の計画的な改修等を進めるため、美園団地外壁改修、萩野団地2棟の除去工事を行うとともに、北海道の計画見直しに伴い、住生活基本計画及び公営住宅等長寿命化計画の策定を進めてまいります。

また、若年層や子育て世代などの定住意識の高揚と定住を促進するとともに、空き家・廃屋対策を推進してまいります。

さらに、各町内会で維持管理を行っている街路灯のLED化を進めてまいります。

上水道につきましては、町民の快適な暮らしを支え、生活環境の向上を進めるため、安全で安心な水の安定供給を目指し、老朽管更新事業を計画的に進めるとともに、減額した基本料金体系を引き続き維持してまいります。

下水道・生活排水処理につきましては、施設の維持・保全に向け、計画的に整備を行い、下水道整備が見込まれない地域においては合併処理浄化槽の普及を図り、快適な居住環境を創出します。また、下水処理施設等の長寿命化に向けた設備の更新を進めるほか、新たに汚水処理施設共同整備事業を推進してまいります。

道路につきましては、竹浦2番通り及びポロト社台線の改良舗装を引き続き実施するとともに、北中央通及び虎杖浜駅前通りの舗装補修工事を実施します。

また、橋梁の長寿命化事業に取り組むとともに、萩野12間線排水路の整備を初め、道路排水処理事業に取り組み、安全・安心で快適に暮らせる道路環境を維持してまいります。

さらに、民族共生象徴空間の開設に向けた周辺道路の整備として、ポロト公園線改良舗装の準備を進めるとともに、国道や道道の整備促進に取り組むなど、来訪者の増加に対応する交通アクセスの改善を図ってまいります。

公共交通機関につきましては、高齢化の進展などによる町民の移動手段の確保のため、地域循環バス元気号の路線改正などの改善策を講じるとともに、デマンド交通の検討や新たにマイクロバス1台を導入するなど、地域公共交通網再編に取り組んでまいります。

地域情報化につきましては、インターネット等の普及・活用による情報発信の適正化とセキュリティ対策の強化を図るとともに、マイナンバー制度の利用を促進するための環境整備に適切に対応してまいります。

主要施策の第2分野は、「健康・福祉」であります。

みんなが健やかに安心して暮らせるまちを目指すため、健康づくりににつきましては、健康診査未受診者対策の強化や、生活習慣病の重症化予防のための保健指導・栄養指導、訪問活動等を行うとともに、新たに国民健康保険及び後期高齢者医療保険加入者の特定健診無償化を進めてまいります。

また、乳幼児健診における健康相談・指導等の充実を図るとともに、出前講座などを通して、健康教育を行い、町民の健康保持増進を図ってまいります。

地域医療につきましては、町立病院は地域における基幹的な公立医療機関として、信頼向上に努め、地域医療の向上に貢献するとともに、町立病院経営改善計画に掲げる目標値を着実に実行し、経営改善につなげてまいります。

また、町立病院の今後の運営等に関する協議を進めるとともに、「町立病院改築基本計画」を

早期に策定し、関係機関との調整を図るなど、基本設計に向けた準備を進めてまいります。

地域福祉につきましては、住みなれたまちで人と人とのつながりを大切に誰もが安心して暮らしていくために、福祉サービスの充実や相談支援体制の強化を図るとともに、各種の臨時給付金の支給や、ポロト温泉廃止によるいきいき4・6の浴室利用者拡大等への対応を行ってまいります。

また、地域で支え合う取り組みの推進として、地域見守りネットワークや民生委員児童委員などによる相談・支援の充実を図ってまいります。

子育て支援につきましては、次世代を担う子供の健やかな成長を支えるため、子供の発達に応じた適切な支援を充実するとともに、家庭教育の重要性を啓発し、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応など、関係機関と連携しながら取り組んでまいります。

また、保育料の減額に加え、5歳児の一部無償化を行い、経済的負担緩和と義務教育への円滑な接続に取り組むとともに、新生児の誕生を祝福し、歓迎するため、育児パッケージを贈呈する取り組みを進めてまいります。

さらに、子供の安全な居場所づくりの充実に努めるとともに、保育園については、特色ある教育・保育のために、海の子保育園の民営化に向けた準備を進めてまいります。

高齢者福祉につきましては、地域包括ケアシステム構築を視野に、第7期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画の策定に取り組むとともに、介護予防の推進、地域全体で見守り互いに支え合う体制づくりの充実に取り組み、高齢者が安心して暮らせる環境づくりを進めてまいります。

特に、要支援者の訪問型、通所型サービスの運用充実、各種健康教室・サロンの開催による健康づくりや閉じこもり予防の充実、認知症初期集中支援チームの設置、各地域における認知症カフェの開催など認知症支援施策の拡充を図ってまいります。

主要施策の第3分野は、「教育・生涯学習」であります。

生きる力を育み、生きがいを実感できるまちを目指すため、教育行政執行方針に示すもののほか、白老町教育大綱・白老町教育推進基本計画の基本理念であります「ともに学び合い、こころひびかせ笑顔かがやく、教育の町しらおい」に基づき、まちづくりの確かな基盤となる教育の創造と実践に取り組んでまいります。

民族文化につきましては、アイヌ関連団体と連携しながら、体験交流活動や学習機会の充実などのアイヌ民族の歴史・文化の普及活動を進めるとともに、アイヌ文化の復興・発展の拠点となる民族共生象徴空間の開設に向けて各種人材育成に取り組んでまいります。

スポーツ・レクリエーションにつきましては、スポーツに親しみ、健康や体力づくりの増進を図るための場所と機会を充実してまいります。

また、老朽化等の著しい体育施設等の整備を推進するための検討を進めてまいります。

国際・地域間交流につきましては、姉妹都市との友好のきずなを広げていくため、民間活力を生かした交流を支援するとともに、町民の主体的な交流活動を推進します。

また、文化交流や経済交流では、「世界に誇れるしらおいのまち」をアピールし、まちづくりにとって有効かつ活発な交流を進めてまいります。

人権につきましては、正しい理解と人権尊重の理念を深めるため、人権擁護委員や保護司などの関係団体との連携による人権教育を進め、多文化共生につながる意識啓発を推進してまいります。

主要施策の第4分野は「産業」であります。

産業連携・雇用につきましては、地域資源を生かした個性と魅力あふれる産業のまちを目指すため、産業活動の連携強化や地域資源を生かした企業誘致に取り組むとともに、リフォーム等促進助成を行い、地域経済の活性化を図ってまいります。

また、中小企業への低利融資制度による経営の安定化や企業の人材ニーズの把握、人材誘致活動の支援、合同企業説明会の開催などを通して、雇用の確保や地域産業力の基盤構築を図ってまいります。

さらに、全国移住フェアに参加し、移住定住の促進に取り組んでまいります。

港湾につきましては、白老港の利用促進を図るため、第3商港区の静穏度向上に向けた施設整備を促進してまいります。

また、第3商港区の大型船舶の利用拡大や上屋利用を含めた港湾施設の利用拡大に向けたポートセールスを行い、貨物量の増大を図るとともに、港湾施設の維持管理に努めます。

さらに、5月の大型クルーズ客船の寄港を、地域を挙げて歓迎し、港湾振興による地域の活性化を図ってまいります。

商工業につきましては、本町のすぐれた地場産品を認定・推奨する「しらおいブランド認証制度」の運用を開始し、ブランド力の強化と販路拡大を図るとともに、各種イベントやふるさと納税、ふるさと会における地場産品のPRを推進します。

また、地域産業の活性化を図るため、食、自然、温泉、文化等、地域資源の利活用の促進、創業支援や空き店舗対策による町なかの魅力づくり、にぎわい創出を進めます。

観光業につきましては、民族共生象徴空間の開設による国内外からの来訪者の増加を見据え、着地型観光に取り組み、町内の回遊性を高めるための体験プログラムの造成や観光振興を担う人材育成等を進め、受け入れ態勢の強化を図るとともに、観光誘客活動に積極的に取り組んでまいります。

また、民族共生象徴空間の周辺整備として、白老駅周辺施設整備調査、まちづくり会社の設立準備を進めるとともに、温泉施設の整備促進、白老駅北観光商業施設や道の駅、ポロト自然休養林の有効活用の検討などに取り組んでまいります。

農林業につきましては、肉用牛生産の安定に向けた飼養管理体制の強化や畑作等の基盤整備による生産性の向上、若手生産者の人材育成を支援するなど、農業の生産基盤強化を推進してまいります。

また、農産物を安定的に供給するため、産業間連携を進め、販路拡大と物流の確保に努めるとともに、6次産業化の推進を図ってまいります。

林業は、民有林対策として未来につなぐ森づくり推進事業による取り組みを推進するとともに、町有林の計画的な整備により森林の持つ多面的な機能の増進を図ってまいります。

水産業につきましては、漁業経営の基盤を強化し生産性の向上を図るため、資源管理型漁業

と栽培漁業における管理体制の強化と生産基盤の整備を図るとともに、衛生管理の向上に向けた環境整備、安全操業・就労環境の改善に向けた取り組みを進めてまいります。

主要施策の第5分野は「自治」であります。

人と人との理解と信頼による協働のまちを目指すため、協働のまちづくりにつきましては、職員の意識と取り組みを促進する協働のまちづくり推進班の活動を活発化するとともに、地域と行政の協働のパイプ役を担う地域担当職員による連携を強化してまいります。

また、地域活動の活発化を促進するため、行政による支援方法について検討を進めるとともに、町内会や地域まちづくり団体の活動を促進し、連携・支援を充実するため、町民まちづくり活動センターの取り組みを強化してまいります。

行財政運営につきましては、財政では、見直し後の財政健全化プランに基づく財政運営を着実に実行するとともに、公会計制度の導入を進めてまいります。

また、ふるさと納税の拡大を図るための研究を進めるとともに、公共施設等総合管理計画の方針に基づく進行管理を進めてまいります。

行政改革では、限られた財源や人員の中で、多様な行政課題に対応するため、組織機構の検証や第3次定員管理計画の策定、第5次行政改革大綱に基づく事務事業の見直しに取り組むなど、効率的効果的な行政運営を行います。

組織機構では、民族共生象徴空間の周辺整備をさらに強化させるための専門部署として「象徴空間周辺整備推進課」を新設するとともに、病院改築に向けた準備を進めるための改築担当を増員するなど、組織の再編を行います。

また、意識改革や能力向上を図り、町民から信頼される職員をめざすため、人材育成基本方針に基づき、人事評価の運用を進めるとともに、職員研修の充実などに取り組んでまいります。

以上、29年度の主要施策について、総合計画の5分野に基づいて概要説明を申し上げます。

次に、予算編成について申し上げます。

国は、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、歳出面においては、一億総活躍社会の実現や地方創生、公共施設等の適正管理に対応するための必要経費や、社会保障関係経費の増加を反映した計上を行うとともに、歳出改革にも言及しております。また、歳入面についても地方の一般財源総額は平成28年度と同水準を確保することとしております。

地方財政計画であります。地方税・地方譲与税等は、平成28年度に引き続き伸びており、前年比で1.2%の増加となっておりますが、地方交付税は厳しい財源確保の中で前年比2.2%の減少となっております。しかし、この不足を臨時財政対策前年比6.8%の増加で補い、一般財源総額は、社会保障の充実分の確保を含め、前年比0.7%増の過去最高額を確保したことになっております。

本町においては、これまで厳しい財政状況を背景に町民サービスを抑制せざるを得ない予算編成を継続してきましたが、平成19年度に策定した計画から10年を経て、ようやく将来に向けて明るい兆しが見え始めております。

このような状況で、29年度予算編成につきましては、財政健全化プランの見直しによる財政規律を厳守しながらも、町税の上向き傾向やふるさと納税寄付金などによって一般財源が増加

していることから、一つの区切りとして抑制から促進にかじを切り、町民生活の向上や子育て支援に重点を置きながら、全ての町民が安心して暮らせるよう、これまで届かなかった部分に対する予算配分にも配慮し、前向きに予算を編成いたしました。

この結果、一般会計につきましては、総額97億2,000万円、前年度比7億1,000万円、7.9%の増加となり、過去10年間で3番目に大きい予算規模としております。

次に、歳入歳出の概要について申し上げます。

最初に歳入についてであります。

町税につきましては、町民税は、人口減少と高齢化の影響もありますが、減少傾向からようやく抜け出した状況となっております。法人町民税は、徐々に景気回復の傾向が見られ、1,857万円の増、固定資産税は太陽光発電による償却資産の増加により3,964万9,000円の増を見込んでおり、町税全体では前年度比6,292万3,000円、2.8%増の22億8,298万3,000円を計上しております。

交付金関係につきましては、地方消費税交付金が、前年比4,700万円、12.7%減の3億2,400万円を見込み、交付金関係全体では、5億2,612万円を計上しております。

地方交付税につきましては、地方財政計画で、前年度比2.3%の減となっておりますが、普通交付税は前年度同額の34億2,000万円を計上し、特別交付税は3,000万円を上乗せし、2億8,000万円を計上しております。

町債につきましては、通常分1億620万円、過疎債ハード分1億4,160万円、過疎債ソフト分980万円とし、前年度比370万円、1.5%増を計上するとともに、臨時財政対策債は3,600万円、10.8%増の3億6,800万円を計上しております。町債全体では、3,970万円、6.8%増の6億2,560万円を計上しております。

次に、歳出であります。

経常経費につきましては、総額84億3,291万1,000円で前年度比1億9,310万5,000円、2.3%の増となっております。主な増減の要因は、給与費5,919万8,000円の減、繰出金1,703万1,000円の増、公債費6,700万2,000円の減、一般行政経費1億5,452万4,000円の増によるものであります。

臨時事業費につきましては、総額12億8,708万9,000円で、前年度比5億1,689万5,000円、67.1%の増となっております。その内訳は、継続事業としては55件、9億3,463万5,000円で、前年比4億9,717万円、113.7%増となっており、新規事業は、43件、3億5,245万4,000円で、前年比、1,972万5,000円、5.9%増を計上しております。

次に、特別会計、企業会計について申し上げます。

初めに、特別会計7事業につきましては、総額72億521万3,000円、前年度比3億2,470万9,000円の減となっております。

主な減少事業会計は、国民健康保険事業特別会計の1億2,410万円と公共下水道事業特別会計の2億2,245万2,000円であります。

次に、企業会計2事業であります。その総額は15億1,904万3,000円で、前年度比4,776万7,000円の減となっております。

水道事業会計につきましては、収益的収支の収入で569万8,000円、支出で618万円の減としており、主に給与費や企業債利息の減少に伴うものであります。

資本的収支では、支出において5,882万8,000円の減としており、主に地方債等の購入費用の減少によるものであります。

国民健康保険病院事業会計につきましては、前年度に引き続き収益的収支のみの予算編成であり、前年度比1,724万1,000円の増となっております。主に、給与削減率改定等に伴う給与費及び新規医療機器リース資産減価償却費の増額に伴うものであります。

なお、一般会計からの繰入金は、1,703万1,000円の増加であり、主な増加事業会計は、介護保険事業特別会計の1,344万2,000円と国民健康保険病院事業会計の845万9,000円であります。

以上、予算編成の概要につきましてご説明申し上げましたが、詳細については、後ほど予算案の審議に沿って担当より説明させていただきます。

以上の結果、29年度の当初予算は、一般会計97億2,000万円、特別会計72億521万3,000円、企業会計15億1,904万3,000円、合計184億4,425万6,000円であります。

以上、3月会議に当たり、町政に臨む私の基本姿勢と、主要施策の展開、予算の概要について述べさせていただきました。

少子高齢化や人口減少の問題など、社会を取り巻く環境が大きく変化する中で、私たちが進むとする道の先には、先例のない幾つもの「壁」が立ちはだかっています。

しかし、今を生きる私たちは、豊かなふるさと白老を次の世代にしっかりと引き継いでいく責務を担っています。

豊かな自然と共存してきたアイヌの人たちの精神、地域の発展に尽力された多くの方々の熱意と志を胸に刻み、ふるさと白老の輝かしい未来を心に描きながら、役場を初め町民の皆様も、誇りと自信を持って、ともに未来を切り開いていこうではありませんか。

29年度は、申し上げましたように、民族共生象徴空間の開設に向けて、まちの機運を一層高め、「多文化共生の強化」として、安全・安心・安定の基盤となる「活力を生み出すまちづくり」を積極的に進めてまいります。

最後になりますが、町民の皆様、そして議員の皆様のより一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます、平成29年度に当たっての町政執行方針といたします。

○議長（山本浩平君） ただいま戸田町長からの執行方針の説明が終わりました。

◎平成29年度教育行政執行方針説明

○議長（山本浩平君） 日程第6、教育長から平成29年度の教育行政執行方針の発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

安藤教育長。

〔教育長 安藤尚志君登壇〕

○教育長（安藤尚志君） 平成29年白老町議会定例会3月会議に当たり、教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

今日の教育や子供たちを取り巻く環境は、社会状況や経済情勢の大きな変化に加え、いじめ

や不登校、学力や体力の状況など多様な課題を抱え、その解決に向けた取り組みが急務となっております。

そうした中、本町が変革の波に対応しながら発展していくためには、生まれ育った白老に愛着を持ち、互いを尊重しながら社会の変化に主体的に対応できる子供の育成と、全ての町民が生涯にわたって学び、地域の文化を創造していくことが重要であります。

そのため教育委員会といたしましては、次代を担う子供たちを学校・家庭・地域全体で守り育て、子供たちが夢や希望を持って未来に向かい、たくましく生きていける力を育む教育の充実を図ってまいります。

また、芸術・文化・スポーツなどを通して、町民一人一人が心豊かに生きがいのある暮らしができるよう生涯学習活動を推進し、活力ある地域社会の形成に努めてまいります。

このような決意のもと、今年度も「豊かな学びで 共に育ち合い 未来を切り拓く しらおい教育の推進」を目標に掲げ、その具現化に努めてまいります。

以下、学校教育、生涯学習の順に、29年度における主な施策の執行方針を申し上げます。

初めに、学校教育について申し上げます。

いつの時代にあっても、自立し、たくましく生きる子供の育成は学校教育に課せられた最大の責務であります。さらに、地方創生や持続可能社会に向けて、地域社会が大きくかわろうとしている中、時代の要請、地域の思いを受けとめた、学校教育の実現が求められています。このため、本町では、学校、家庭、地域が一体となって、子供たちの確かな学力、豊かな心、健やかな体をバランスよく育てるとともに、その基盤となる教育環境の整備に努めてまいります。

初めに、子供の確かな学力の育成についてであります。

29年度より白老小学校、白老中学校を小中一貫型学校に指定するとともに、白翔中学校区では小中連携教育を充実させ、義務教育9年間を通して生涯にわたって生き抜く力を養ってまいります。

また、本町の学力向上の指針である「児童生徒の学力向上を目指す白老町スタンダード」を一層推進させるために、小学校では3年生から5年生、中学校では1年生と2年生の児童生徒を対象に教育委員会として独自に学力調査を実施し、学力の向上を図ってまいります。

さらに、小学校3年生と5年生に漢字検定を、中学校2年生と3年生に英語検定をそれぞれ実施し、児童生徒の学習意欲の向上や家庭学習習慣の定着を図るとともに、家庭の状況にかかわらず子供がみずからの可能性に挑戦する機会を充実してまいります。あわせて、白老寺子屋を継続し、中学校3年生の進路実現を中心に学習支援してまいります。

学力向上サポート事業では、昨年度に引き続き2名の学習支援員を小学校に配置するほか、家庭、地域と連携したアウトメディアの取り組み、小学校低学年からの英語活動を継続してまいります。

特別な教育的支援を必要とする子供の教育については、特別支援教育支援員7名を配置するとともに、インクルーシブ教育の理念を踏まえ、特別支援コーディネーターを中心に合理的な配慮を充実させ、子供一人一人の教育的ニーズに応え、子供の自立と社会参画を支援してまいります。

郷土への愛着やふるさとへの誇りを育む教育活動については、民族共生象徴空間の開設を見据え、教職員研修会への参加や「ふるさと学習指導モデル」を基軸とした授業実践を通して、アイヌ民族の歴史と文化を学ぶ機会を充実させてまいります。また、仙台藩元陣屋資料館を活用し、本町の歴史を指導してまいります。

さらに、これまで長期休業中に実施していた「ふれあい地域塾」を発展させ、全小中学校で土曜授業「ふれあいふるさとDay」を試行し、ふるさと学習や地域の方々との触れ合う機会を充実いたします。こうした取り組みを通して、本町の歴史や文化を学び、ふるさと白老への愛着を育ててまいります。

次に、豊かな心と健やかな身体の育成についてであります。

心の教育については、参観日などを通して、道徳の授業を積極的に公開し、家庭や地域との連携を深めるとともに、授業実践を通して教員の指導力を向上させてまいります。また、児童生徒が主体となった「子ども憲章」の具現化を通して道徳的実践力を高めてまいります。

さらに、職場体験やボランティア活動、認知症サポーター養成講座など、地域社会とのかかわりを通して、互いを認め、支え合う共生の心と地域社会の一員として、たくましく生きる力を育ててまいります。

いじめについては、人間として絶対に許されない行為であるという認識のもと、「白老町いじめ防止基本方針」に従い、未然防止と早期発見、早期解消を図るため、アンケート調査などによる実態把握と日常的な指導を行い、関係機関などと密接に連携しながら対応してまいります。

また、不登校への対応については、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育支援センター指導員の活用による相談体制を充実し、子供を取り巻く環境改善と心の成長を支援してまいります。

健やかな身体の育成は、健康維持はもちろんのこと、意欲や気力などの生きる力を支える重要な要素であります。

全ての小中学校で、体力向上プランを作成し、体育の授業の充実や部活動の奨励、一校一実践の体力づくりに努めてまいります。さらに、スポーツ指導員などによる基礎的な体力の定着や運動技能の指導、家庭、地域と連携した運動習慣づくりに取り組んでまいります。

また、がん教育、薬物乱用防止教室、性に関する指導、食に関する指導を教育課程に位置づけ、健やかな身体の育成を図ってまいります。

学校給食については、食材の安全性の確保はもとより、徹底した衛生管理による安全で安心な給食の提供に努めてまいります。

また、あえものやサラダなど、バランスのとれた給食の提供により、児童生徒の健やかな身体の育成と体力の向上を図るとともに、地場産品である食材の充実により、ふるさと学習の実施など食育の推進に取り組んでまいります。

アレルギー対応給食については、保護者や学校との情報の共有化による事故防止の徹底を図り、対象児童生徒の安全確保に努めてまいります。

さらに、栄養教諭による食育授業のほか、パクパク探検ツアーや町民向けの施設見学、試食会、防災関連事業など施設の有効活用を推進してまいります。

次に、地域とともにある学校づくりの推進についてであります。

これまで申し上げたとおり、学力や体力の向上、子供の安全・安心を守る活動やふるさと教育の充実、いじめや不登校への対応など、学校教育へのニーズは多様化、複雑化しております。こうした課題を解決し、子供一人一人の確かな成長を実現するためには、目標やビジョンを共有し、学校を核に家庭、地域が一体となって、子供を守り、育んでいく「地域とともにある学校づくり」が必要であります。

そのため、白老小学校、白老中学校を小中一貫型コミュニティ・スクールに指定し、学校運営協議会を基点に熟議と協働を通して保護者、地域住民が学校運営に参画し、地域ぐるみで子供の健やかな成長を支える仕組みを地域学校協働本部と連携させながら取り組んでまいります。

教職員の資質向上については、その専門性と指導力の向上を図るため、白老町教育研究会への支援・協力を継続するとともに、これまで実施していた「しらおい教師塾」を発展させ、秋田県能代市教育視察訪問を実施し、学校改善、授業改善を一層促進しながら、教師力の向上に取り組んでまいります。

安心・安全な学校づくりについては、危機管理マニュアル、食物アレルギー対応マニュアルなどの点検と見直しを行い、管理、対応を徹底し、未然防止に努めてまいります。

また、交通安全教室や防犯教室、防災訓練などを実施し、児童生徒みずから危険を回避する力を養成してまいります。

さらに、教職員を対象に救命救急や食物アレルギーなどの研修会を実施するなど、関係機関と連携して子供の命を守る体制整備を進めてまいります。

学校施設については、白老中学校の校舎改修、屋外フェンス改修と白翔中学校のバックネット改修を行うなど、学びを支える施設環境の充実を進めてまいります。

次に、生涯学習の推進について申し上げます。

町民が心豊かに生活を送るためには、一人一人がふるさとの歴史や文化を見詰め直し、みずから高める主体的な学習活動を通じて、創造力と感性を養い、学びの成果を生かすことができる、活力あふれるまちづくりを進めることが大切です。

このため、多様化する町民の学びに対するニーズを踏まえ、「第2次社会教育中期計画」により、学習機会の充実や社会教育施設の整備などに取り組んでまいります。

初めに、青少年・成人教育の推進についてであります。

各年齢層における教育課題はますます多様化・高度化しており、社会の変化への具体的な対応や実効性のある生涯学習が求められております。

このことから、郷土への愛着心を育むふるさと教育を推進するとともに、学校や家庭、地域と連携しながら、多様な学びを支援する環境づくりに取り組んでまいります。

また、各団体やグループ活動の支援を行い、事業への参加奨励を図るとともに、青年層のネットワークを創出し、まちの活力づくりへとつなげてまいります。

高齢者教育の充実については、高齢化社会を迎え、高齢者みずからが社会的な役割を果たし、心身の健康の増進に努め、生きがいを持って生活することができるよう、高齢者教育の充実が

重要になっております。

そのため、高齢者大学においては民族共生象徴空間の開設に向け、本町の歴史や文化を学ぶ場を提供するなど、人材の発掘や活動機会の創出に努めてまいります。

社会教育事業の推進については、社会教育事業の対象の拡大により、多様なニーズへの対応が求められております。

こうした状況から、みんなの基金を活用した町民団体の主体的な活動を積極的に支援するとともに、大会派遣助成により子供たちの努力に応えてまいります。

芸術文化活動の推進については、自発的な文化活動や個性的な地域文化の創造を促し、多彩な芸術文化に触れる機会を充実させるため、白老町文化団体連絡協議会やNPO法人しらおい創造空間「蔵」など、社会教育関係団体との協働を深める取り組みを推進してまいります。

また、民間活力を生かした指導者養成やリーダーの発掘に努めてまいります。

一方、民族共生象徴空間の開設に向けては、予想される来町者に対応するため、地域学を推進する講座を開講し、ボランティアガイドなどの育成に努めてまいります。

社会教育施設の改修については、各地域の公民館などは老朽化が著しく、利便性の低下が指摘されております。

今年度は、白老コミュニティーセンターの耐震診断や改修などの整備を計画的に行ってまいります。

文化財の保存と活用については、町民にとって、仙台藩白老元陣屋資料館がより身近な学びの場となるため、町民入館料の無料化を行ってまいります。一方、史跡白老仙台藩陣屋跡の保存活用計画の策定に向けた調査・情報収集を行ってまいります。

また、民族共生象徴空間の開設を控え、アイヌ民族博物館や関係団体との連携をさらに強め、白老が誇る歴史・文化への関心や理解の向上に努めてまいります。

読書活動の推進については、全ての世代の町民が本を読む楽しさを共有できるよう、図書館においては、基本図書の実質や読書環境の整備に努めるとともに、家庭や学校、地域ボランティアなどとの連携による本に触れ合う機会の充実に取り組んでまいります。

子供にとっての読書は、豊かな心の形成に必要なものであることから、学校司書などと連携しながら、読書活動支援の一層の充実を図ってまいります。

また、地域での読書機会を拡充するため、移動図書館車の更新やレファレンスサービスなど、図書館サービスのさらなる向上と強化に努めてまいります。

健康づくりとスポーツの振興については、昨年度に引き続き総合体育館にトレーニング機器を配置するとともに講習会を開講し、その利用促進を図ってまいります。

また、スポーツ事業の実施に当たっては、主催者や競技団体との連携・協力を図り、各種スポーツ大会の支援を行ってまいります。

さらには、スポーツ推進委員や体育協会加盟団体などの協力のもと、指導者の育成と指導力の向上に努めてまいります。

一方、スポーツ施設については、指定管理者と協議を行いながら、施設の円滑な運営と自主事業による利用促進を図るとともに、計画的な改修に取り組んでまいります。

次に、青少年の健全育成についてであります。

情報端末の普及や格差社会の広がりなど、子供たちを取り巻く社会環境の大きな変化に対応するためには、青少年育成町民の会を初め、健全育成にかかわる団体との連携を一層深め、家庭・学校・地域で子どもたちを守り育てていくことが必要であります。

また、次代を担う青少年が、自他ともにかけがえのない存在であることを認識し、みずから進んで社会参加ができるよう、青少年センターを中心に、あいさつ運動や見守り・啓発活動、相談業務などを充実させ、子供たちが安全・安心に過ごせる環境づくりを推進してまいります。

「しらおい子ども憲章」の具現化については、子供たちが、豊かな感性と将来への夢や希望を育むことができるよう、各学校児童生徒の代表を子ども憲章推進委員に委嘱し、子ども夢・予算づくりや子ども議会を開催します。

また、中学校においては、キャリア教育としてプロフェッショナル講演会を実施し、子供たちの夢を育ててまいります。

以上、平成29年度の教育行政執行に関する主要な方針について申し上げます。

子供を取り巻く環境、家庭や地域社会が変容する中、ふるさとを愛し、地域の発展に貢献する人材や変化に対応できる自立した人材を育てることが求められています。

教育委員会といたしましては、関係団体や町長部局と連携して、町民一人一人が生涯を通じ、「共に育ち合う教育」「生きる力を育む教育」に取り組んでまいります。

町民の皆様、並びに、町議会議員の皆様の皆様の一層のご理解とご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます、平成29年度教育行政執行方針といたします。

○議長（山本浩平君） 以上で平成29年度教育行政執行方針の説明を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○議長（山本浩平君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次の日程に入ります前にお諮りいたします。

議案の内容等によりまして先議あるいは日程の変更等をあらかじめ議長に一任していただきたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

それでは、そのように取り扱いをさせていただきます

これより議案の審議に入ります。

◎議案第29号 白老町墓園造成事業基金条例を廃止する条例
の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第7、議案第29号 白老町墓園造成事業基金条例を廃止する条例の制定についてを議題に供します。

議案の説明を求めます。

山本生活環境課長。

○生活環境課長（山本康正君） 議の29—1をお開きください。議案第29号 白老町墓園造成事業基金条例を廃止する条例の制定について。

白老町墓園造成事業基金条例を廃止する条例を次のとおり制定するものとする。

平成29年2月21日提出。白老町長。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行する。

次のページ、議案説明をごらんください。白老町墓園造成事業基金は、白老霊園の第3期墓園造成事業及び園内環境整備に要する経費の財源に充てるため、平成22年に設置したものであるが、当該事業が平成25年3月に完了し、平成28年9月には当該事業にかかわる長期債を繰上償還したため、本基金の設置目的を果たしたことから、本条例を廃止するものである。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第29号 白老町墓園造成事業基金条例を廃止する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号 財産の処分について

○議長（山本浩平君） 日程第8、議案第30号 財産の処分についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 議の30—1でございます。議案第30号 財産の処分について。

次のとおり財産を処分するものとする。

平成29年2月21日提出。白老町長。

1、処分する財産、土地、所在地、白老町若草町2丁目1019番1、地目、原野、求積面積4万4,349平方メートル、うち売却面積1万2,541.77平方メートル、処分価格9,155万4,921円。所

在地、白老町若草町2丁目1019番2、地目、原野、求積面積5万4,043平方メートル、うち売却面積4万6,024.14平方メートル、処分価格2億5,916万8,582円。所在地、白老町若草町2丁目1019番4、地目、宅地、求積面積8,170.21平方メートル、うち売却面積1,835.99平方メートル、処分価格1,340万2,727円。所在地、白老町若草町2丁目1094番、地目、宅地、求積面積400.32平方メートル、うち売却面積317.53平方メートル、処分価格142万8,885円。合計、求積面積10万6,962.53平方メートル、うち売却面積6万719.43平方メートル、処分価格3億6,555万5,115円。

2、処分の相手方、札幌市中央区北2条西19丁目、札幌開発建設部部長、難波江完三。

3、処分の目的、民族共生象徴空間整備用地として売却するため。

4、処分の方法、随意契約による売却。

次のページ、議案説明でございます。財産、土地を処分したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に基づき、議会の議決を求めるものである。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第30号 財産の処分について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号 平成28年度白老町墓園造成事業特別会計補正 予算（第4号）

○議長（山本浩平君） 次に、日程第9、議案第6号 平成28年度白老町墓園造成事業特別会計補正予算（第4号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

山本生活環境課長。

○生活環境課長（山本康正君） 議の6―1でございます。議案第6号 平成28年度白老町墓園造成事業特別会計補正予算（第4号）。

平成28年度白老町の墓園造成事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ88万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,918万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年2月21日提出。白老町長。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第6号 平成28年度白老町墓園造成事業特別会計補正予算（第4号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第1号 平成28年度白老町一般会計補正予算（第12号）

○議長（山本浩平君） 次に、日程第10、議案第1号 平成28年度白老町一般会計補正予算（第12号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） それでは、議の1—1にお戻りください。議案第1号 平成28年度白老町一般会計補正予算（第12号）。

平成28年度白老町の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億6,554万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ107億2,931万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の変更及び廃止は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

平成29年2月21日提出。白老町長。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(山本浩平君) ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。ほぼ全部の款にわたる補正予算でありますので、区切りを設け質疑を行いたいと思います。まず、歳出から質疑に入ります。議案第1号の26ページをお開きください。26ページから39ページまで、1款議会費から2款総務費までの歳出について、質疑があります方はどうぞ。特にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) それでは、次にまいります。次に、38ページから47ページ、3款民生費の歳出について、質疑のある方はどうぞ。

5番、吉田和子議員。

○5番(吉田和子君) 5番、吉田です。45ページまでなので、4点ほどになりますけれども、簡単に伺っていきますと思います。

まず最初に、39ページの年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業について伺います。これは、国の年金者が生活保護より低い方とかそういった方に支給をされるものではないかなというふうには思うのですが、どういった形で支給をされたのか。申請型ではないかと思うのですが、どういった形で申請をされたのか。それと、もう一点は、その生活者にどのような形で渡されたのか、その点を伺いたいと思います。

それと、2点目は、同じ39ページの臨時福祉給付金給付事業について伺います。これは、経済対策分ということですが、今回の予算の5,959万5,000円は半年分で、29年度に支給するということの説明を受けました。やっぱりこれもどういった形で支給をされるのか、その点を伺いたいと思います。それと、28年度は子供の部分があったと思うのですが、今回は子供のものは、経済対策分だから、でもどっちにしても子供の支給分はないのかということが2点目です。

それと、もう一点は、28年度、前回のときには商品券を活用されました。プレミアムつきの商品券を活用、たしかこの支給でプレミアムつきの商品券を手渡したというふうに記憶しておりますが、それに間違いはないですね。なぜことししないのか、それを聞きたかったのです。間違っていたら聞いてもだめなのですけれども。活用方法がまた違った形になるのか、その辺を伺いたいと思います。

それから、人工透析の車両の差額が出ておりますけれども、関連になってしまうかもしれませんが、車を新しく入れかえたということで、前から言っておりましたアンケート調査をされました。現在の人工透析の患者数は76人ということでその時点では対象にされていましてけれ

ども、今のバスの台数……

○議長（山本浩平君） ページ数43ページですね。

○5番（吉田和子君） 43ページです。済みません。人数はふえているのかどうなのか、それからバスの台数、今現在のバスの台数で足りているのかどうなのか、そのことを伺いたいと思います。

それから、もう一点、児童手当給付金がありますけれども、45ページです、済みません。児童手当給付金のところで、私前からこれは大抵伺っているのですが、872万円の扶助費の返還ということで、この理由、申告をしないのか、申告できないのか、要らないと言っているのか、その点を伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 大きく分けて4点ほどございました。順次答弁願います。

下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） まず、年金生活者等支援臨時給付金事業の（2）番の部分かと思えます。まず、こちら減額したのは執行残ということではなくて、6月に計上させていただいた分なのですが、こちらの分に関しましては国からの指導がございまして、まずこの分に関しましては減額するという形の中で、昨年度28年度から繰り越した分で同じようなのがあるのですが、そちらのほうを使ってということで、この同額分を減額しているところなんです。まずはここです。

それとは別にどのように指導しているかということになるかと思うのですが、この部分はまず申請ということで、今までとおり広報等、もしくはポスター等を使いながら、また申請者には直接こちらの通知をしていただいて申請をしていただいている状況でございます。年金生活者に渡す方法ということは、ここは先ほど言いました申請ですので、ケアマネさんとか事業所等をお願いしながら申請をしていただいている状況でございます。

（4）の経済対策分です。こちらの分に関しましては、非課税世帯に対する臨時給付金になりますので、これから消費税が8%から10%に上がるという前提の中で2年半分を先取りとしまして1万5,000円の分を支給するという形の分でございます。こちらの支給の仕方も同じようにまず広報等で周知をして、26年、27年と同じように臨時給付金支給しておりますので、過去に支給した人に関しましては同じように文書のほうを送付していただいて、申請していただくような形を考えております。前回商品券というのは、これとはまた別の事業だったと思えますので。臨時給付金は、あくまでも現金支給になりますので、それはまた違う事業かと思えます。臨時給付金については、子供の分というものはございませんので。多分違う事業かと思えますので。

それと、人工透析の関係でございます。人工透析、今バスは3台ございます。これは変わりません。それで、人数ですけれども、バスが3台ございまして、3名の枠がまだあいている状況です。トータルの76名、人工透析の患者76名は変わらないというふうに捉えております。

○議長（山本浩平君） 最後、児童手当の関係は。

畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） 児童手当の減額についてご説明いたします。

まず、今回児童手当872万円減額ということで、これは実績で、実績が出たので、減額するというような形になっております。それで、減額の理由なのですけれども、1つには当初予算で見た子供の数が最終的には減ったということです。予算見合いから実績が出まして、当初予算から延べで568名子供の数が減ったということになります。それで、これにつきましては、6月に現況届というものを出していただいて、それに基づいて支給しているのですが、全ての方が現況届提出していただいていますので、漏れている方は本年度はおりません。

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

○5番（吉田和子君） 5番、吉田です。いまいちちょっとわからなかったのですけれども、私の聞き方が悪いのかもしれない。28年の繰り越しされた部分の非課税者の剰余金で繰り越したため減額としているということなのですが、先ほど国の方針が変わったとおっしゃいましたよね。国の方針が変わったということは、支給の限度額が変わったのか。ただ、非課税者の剰余金という説明だったのです。そういうふうに書いてあるのですけれども、だからそういうことであれば非課税者の剰余金、金額変更とか国の制度の変更によってとは言わなかったのに、非課税者の剰余金というのはどういう意味なのか教えていただければと思います。

それと、もう一点、臨時福祉給付事業、私28年度の決算書を全部見てみたら商品券で子供の場合は発行する、これは児童手当ではなくて臨時給付金だったのです。たしかそういうふうに見てきたものですから、私の勘違いであればしょうがないのですけれども、私は議論したときにも商品券で子供に支給される分を商品券で買ってもらう、それから大人の分は商品券でお渡ししてプレミアムがつくから効果が見られるということの説明を受けた記憶があるので、臨時給付金なので、全部現金だったという記憶はしていないのですけれども、私の決算書の見方が違っていただろうか。その辺確認をしたいと思います。

それから、人工透析患者の送迎わかりました。今のところは十分に間に合う、十分と言っていいかどうかわからないのですけれども、間に合っていますということなのですが、町として人工透析の病院つくるかどうかというのは、病院でやるかどうかはまだ決まっておきませんので、今後こういったことも考えていかなければならないと思うのですが、町として人工透析患者の人口、年齢をきちっと把握しているかどうか。それと、公共のものを利用している方の割合とか、それから自分の運転で行っている方の割合というのを年齢別に押さえられているかどうか、その点伺いたいと思います。

それと、児童手当はわかりました。子供が568人減ったという、1年間の間でこれだけ減ったということなのですね。これは4回支給されるから、4回分の延べで……3回ですか、3回分の延べで568人ということは1回180人ぐらいの、だから180人ぐらい減ったというふうに考えていいの。そういうことなのかなと思ったのです。安心したのは、漏れている方がいらっしやらないということで、割と子ども手当とか、それからこういう臨時福祉給付金というのを申請に行くときに、これは貧困対策ですので、貧困の方々こういった情報をきちんと持って、臨時職員を雇って事務をやっているわけですよ、臨時交付金だとかそういう全ての事業というのは。全部臨時事務職員を採用してやっているわけですから、その中で取りこぼしがあるということがすごく残念なことだと思ったのです。ですから、今回質問したのですけれども、いろ

んな事情があるので、その事情まで説明だけでは十分こっちも理解できなかった部分があるのか、その辺のことを違うのであれば違うということでお知らせください。

○議長（山本浩平君） 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） 6月に計上させていただいた860万円の関係なのですけれども、この事業につきましてはまず全国的に予算が不足したという状況がございまして、この部分に関しまして28年度に繰り越しております年金生活者等支援臨時福祉給付金事業の高齢者向け事業というのがあるのですけれども、その部分から予算が余っている状況の中でこちらのほうで出しなさいというふうな形で国のほうから指導を受けている状況なのです。先ほど上げていた部分に関しましては、全国の中で使うということで、指導があったということでこの部分は振りかえているという状況が860万円の件です。

もう一つ、先ほど吉田議員が言われたのは、多分臨時給付金ではなくて、昨年福祉商品券助成事業というのをやっているのですけれども、その部分ではないでしょうか。

○議長（山本浩平君） はっきり答えてください。断定きちっとした形で答えていただかないと。

○健康福祉課長（下河勇生君） 臨時給付金に関しましては、基本的に現金支給になっておりますので、商品券とは違いまして、そこはそういうお答えをさせていただきたいと思います。

透析のほうの年齢に関しましては、1人ずつのものは持ってはおります。例えばお名前とかそういうところは持っているのです、そこは集計すれば例えば何歳の方が何名いるとかということところはわかるような状況です。

あと、取りこぼしというか、どのように啓発していくかということかと思えます。個別になかなかいけていない状況がありますので、もしかしたら申請してこれないというところもあるのかもしれないので、その辺のあり方は以前からも吉田議員にご指摘いただいている部分がありますから、先ほど言いました例えばポスターなりとか、そういう関係の方にそういう方がいらっしゃればということで周知した中で、今回も最終的にはふえている部分がありますので、そこはそういう形で進めているような形になります。

○議長（山本浩平君） もう一つ、公共の交通で行っているのか、自分の車で運転して行っているのかという数も把握しているかという質問もありました。それと、非課税者というのはどういうことなのかと、どういうことなのかという質問もありました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時38分

再開 午前11時50分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

再度答弁をお願いいたします。

下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） 済みません、先ほどの864万円の件でございまして。要は執行残として、お金が行くべき人に行かなかったのではないかとこのところだったと思います。この

部分に関しましては、当初見込みのときには非課税世帯ということで抽出するのですが、その後例えば課税世帯に扶養されているとかというところございまして、その部分もありまして最終的に予算と実績が差額が出てくるというところがありますので、まずその分が今回864万円の部分が出てきているというところがあります。それを振りかえて支出するような形になるという形です。

○健康福祉課子育て支援室長（渡邊博子君） ただいま経済対策の部分に子育て世代の給付が含まれているかというご質問があったかと思います。今年度も子育て世代のプレミアム商品券事業は実施しておりますけれども、昨年と同様に実施しておりました。昨年実施した際には国の交付金を活用しながら実施ということなのですが、今年度につきましては給付ではなくて町単費でということと事業を実施しておりますので、こちらの39ページに書かれてあります給付事業、経済対策分に子育て世代の分は含まれておりません。

○議長（山本浩平君） 畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） 関連なのですが、昨年子育て世帯臨時給付金事業というのございました。28年度はないです。去年の子育て世帯の臨時給付金の実績なのですが、最終的には6世帯に支給できなかったというような形にはなっています。一応うちのほうもそのままにしておかないということで、3回ですか、申請の勧奨はしておりますが、最終的には6世帯の方に支給できなかったというような昨年の状況にあります。

○議長（山本浩平君） 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） 済みません。先ほどの人工透析の関係で、バスの利用の関係なのですが、中身としては公共交通機関を使われている方が何名かとかという数字をお聞きだったと思うのですが、この部分はバスの利用者が29名、入院中が4名、公共交通機関3名、自家用車の方は40名ということで、人工透析の方76名の内訳となっております。

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

○5番（吉田和子君） こちら側もちょっと言い方が悪かったような気がします。先ほど言いましたように864万円に関しては、余った分、違う事業に次年度回したのはわかります。ただ、その回せるだけのお金が余ったのが864万円だというふうによこの今回の補正では出ていますので、その金額がなぜ余ったのかということをお聞きしたかったのです。今のお話では、課税世帯だとかそういったことがあるということなのですが、ではこれ課税世帯全部なのですか。内訳をきちっと私は事務職員まで置いてやるのですからなぜなのかと、今町民課長がおっしゃったように3度言ったけれども、受け取らなかったと。そういう形で、本当にわからないで受け取らない人がいないかどうか。どうして受け取らないのかというのを事務職員でも職員を置いてやっている以上はきちっと調査をして、理解をしてもらう、そのことがすごく重要だと思う。今お話ししましたように、特別臨時給付金だとかいろんなのがあって、私たちもこんがらかります。聞いて、議会で賛成はしていますけれども、こんがらかっているときもあります。ですから、町民の方々は、なおこんがらかっていると思います。調査をしているわけですから、年金なんかは特に調査をして、課税世帯が一緒だったとかそういったことが後から出てくるということ自体も私は違うような気がするのです。年金は、ちゃんと調べられるように

なっているはずですが。ですから、それで課税世帯が一緒だったとか、そういうところで数的なものがどれぐらいあるのかわかりませんが、それが全部原因ではないというふうに私は思いますので、今後またこれが継続されていくような形になります。この剰余金がどんどん減っていくような形にならないと、私はせつかくの国が出している、国が出しているといったってこれは私たちの血税です。このことが本当に経済的に苦しい人たちの中で使われるということが私は大事だと思うのです。ですから、今回この3つ上げたのは全てそうです。本当に貧困、格差の問題があり、そして経済的に大変で、そういった状況を解決するために国がそういう制度を持ってきているわけです。それをきちっと使っていく、それが行政側だと思うのです。町民にそれをお配りするのが町の行政の役割だと思うのです。ですが、町民はわかっていないのです、理由がよく。だから、あの人はそうなのに、どうして私が違うのとかそういったやりとりが、仲のいい友達が仲悪くなるくらいにもめるというのがあるのです。あなたどうしてもらえると、私と変わらないでしょうか、そういう議論がすごいのです。だから、そういったことをせつかくの町民の方々に少しでもいい思いをさせてもらうためにやる国の施策が町民にきちっと行き渡るために、臨時職員に任せ切れないのであれば担当課できちっと掌握をしながら、アドバイスをしていくということも私は必要だというふうに思いますが、最後にそのことを伺って終わります。

○議長（山本浩平君） 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） 啓発の関係でございます。先ほど何回か個人通知とかというのは今までもやっていたところありますけれども、今回上げさせていただきました経済対策分の実施は29年度になりますので、この中で臨時職員の雇用も含めておりますので、個別に啓発できることはしていきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 何か聞き漏らしているところありますか。

〔「本当は給付金のことをもうちょっと聞きたいんですけど、給付金のほうのこともちょっとまだ理解はできていないんですけど、私が理解できていないだけなのかなと思ったり、でも給付金から商品券出しているはずなんです、たしか。全然違う会計ではないと思ったんですけど、その辺が明確に誰も答えてくれないので、私も聞けないでいたんです。違う話だったのかなと思って。たしか給付金……」と呼ぶ者あり〕

〔「休憩の中で整理したほうがいいんじゃないですか」と呼ぶ者あり〕

〔「そしたら、わかった時点で、私はそういうふうに捉えていましたので、ことしはプレミアムつきの商品券にはならないんだなというふうに思ったものですからお聞きしたんですよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

○議長（山本浩平君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

答弁のほうでお願いしたいと思います。

下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） 先ほど吉田議員にご質問いただきました答弁漏れでございます。人工透析の年代別の人数でございます。40代が7名で、50代が11名、60代が28名、70代が15名、80代が12名、90代が3名の合計76名でございます。

○議長（山本浩平君） いいですか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） それでは、もう一回許します。

5番、吉田和子議員。

○5番（吉田和子君） 吉田です。こんなに詳しくしつこく聞くつもりは何もなかったのです。ただ、その差額分をきちっともらえない人に、国から来ているお金で国に返す必要はないのではないかという思いがあるものですから、きちっと掌握すべきだというふうに思ったのです。

ただ、臨時給付金のほうで、たしか商品券に使ったと思って、なぜ今回それをしないのかという理由だけを確認したかったのです。こちらは完全に答弁ないので、健康福祉課ではないと私は思っていたので、先ほどちらっと出しているということだったのです。では、今回出さないのはどういう理由なのか。商品券で出すことが町民が現金のほうが良いと言ったのか、そういう理由さえ明確になればよかったですけれども、その辺の答弁があればと思います。

○議長（山本浩平君） 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） 吉田議員のお話の商品券は、平成27年度の事業だったかと思いますが、そのときも国からの補助金があった中での助成事業でしたので、今回はあくまでも臨時給付金ということでしたので、商品券に対する助成ということでは健康福祉課のほうでは計上のほうはさせてはいただいている状況です。

○議長（山本浩平君） 高尾企画課長。

○企画課長（高尾利弘君） 先ほどの子育て世代プレミアムつき商品券発行事業というのがございましたけれども、その関係でいいますとこちらは平成26年度の補正予算で出た地域消費喚起・生活支援型というもののいわゆる地方創生の交付金以前の交付金なのですけれども、あくまでも消費喚起をしようという交付金がこれは100%の交付金で出てきたところの中で、消費喚起という目的で幾つかの商品券、子育てだけではなくてプレミアムつき商品券だとか、これを一体でやったというような事業になっております。

○議長（山本浩平君） いいですね。

〔「これは経済対策分ですよ。だけど、全然そういうのは含まれなくて、あくまでも現金支給ということですか、臨時給付金は」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） 言葉が臨時福祉給付金、経済対策分となっているから、そのように感じられるかもしれないのですが、中身は今までと同様で臨時給付金ということですので、経済対策分という言葉になっていますから、何が経済を対策するかというふうに感じられるかもしれないのですけれども、中身はあくまでも消費税が8%から10%に本来上げるべきところを上げないで、そのときに税制改正もするということがあったのですけれども、それを2年半延ばしている状況がありますので、その分に関しての臨時福祉給付金ということになります。言葉が今回経済対策分となっていますから、経済的に何かをするべきではないかというふうに感じられませんが、そういう趣旨の給付金ではございませんので。

○議長（山本浩平君） ほかに3款民生費の歳出について質問のございます方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

次に、46ページから53ページまでの4款環境衛生費について、質疑のございます方はどうぞ。

8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。1点だけ、53ページの原材料費70万円減額されている理由が燃料ごみがふえたのだよというようなご説明でしたけれども、これ70万円全額今までで言っている副資材が減って、燃料ごみがそれだけ分ふえたというような理解でいいのかわか。ふえたとしたらその理由は何なのか。そして、こういうことがきちっと続けていくということがすごく大切だと思うのだけれども、そういう対応策は今回の予算の中ではありましたけれども、そこら辺含めて答弁願います。

○議長（山本浩平君） 山本生活環境課長。

○生活環境課長（山本康正君） 今回の70万円減額をさせていただいておりますけれども、全て燃料ごみがふえたという意味ではございません。28年度の燃料ごみの見込みですけれども、こちらにつきましては27年度と比較しますと約24トンほどふえるというふうに見込んでおります。それで、まずこの原因としては、70万円減額できた要因といたしましては、副資材をなるべく安く購入するところを努力の中で見つけて購入したということがございます。それとあと、27年度に火災がございまして、そちらのときに燃料ごみの処理できずに結局在庫として残った分がございました。その分が28年に繰り越して燃料ごみを使うということで、その分副資材を購入しなくて済んだということがございますので、その分の総体的なもので今回の補正額につながる、減額補正につながったものというふうになってございます。

それから、当然ながらふやすような努力については、今回4月1日から燃料ごみの分類の拡充というのをさせていただいております。それについては、全戸配布ということでごみカレンダーと一緒に配布させていただいて、全町民の方に周知させていただいておりますが、こういった周知をさらに継続して行っていくと。それから、例えば出前講座ですか、そういった地域に出向いて、より細かい分類の方法について例えば伝える場面をつくっていただくとか、そういったことも活用しつつ、少しでも多く副資材を、燃料ごみをふやすような努力を継続して行ってまいりたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 51ページのごみ収集経費と一般廃棄物処理経費の関係で、先日この説明でごみ量が減ったよという説明だけだったのだけれども、もちろん違ったら別なのだけれども、この一般廃棄物処理経費の負担金のほうの登別の処理費が一般廃棄物広域処理費354万円かな、減っていますよね。もしここであれば、どれだけの量が減って、ではこれだけの量の処理費が減っているということはごみ量が減っていると思うので、このごみ収集費の運搬業務委託料も連動していくのではないかと思うのです。この辺どういう処理されているかということですよ。

○議長（山本浩平君） 山本生活環境課長。

○生活環境課長（山本康正君） ごみが減量になったということでございますが、確かに一般廃棄物広域処理経費の中の負担金が350万円ほど減っておりますが、これにつきましては広域のクリンクルセンターに廃棄物の搬入量としては減っております。これは、ちょっと今は1月末現在の数字でしか押さえてございませませんが、211トンほど減っております。それに伴いまして、維持管理にかかわる経費はごみ量で案分するというのがありますので、登別に支払う負担金が減ってきているというふうに考えてございます。

それから、当然ながら登別に運び込むごみの量が減っていますので、ごみ収集運搬経費についても連動するといいますか、ただ、それがダイレクトにこの211トンが減ったということでごみ収集の稼働状況とかがどれほど収集経費が下がるかというところは、ちょっと申し上げられないところはありますが、基本的にはごみ収集経費に影響していくということは考えられ得るかなというふうには考えてございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 1月までで211トンですから、トータル的にはかなり減りますよね、毎年。そうすると、あの運搬収集車のトン数が量わかれば何ぼ減るかとわかるはずなのです、端的に言えば。私言っているのは、そういう形のちゃんと補正予算を出して少しでも経費を縮めていかないと、片一方ではもらい得で、悪いけれども、登別さんみたくこうやってちゃんと整理してくれるからいいけれども、そういう部分というのは、では単純に言えば収集車何トン入りますか。それから割り返したら何ぼか出でしよう、距離を掛けたら。ちょっと概算でもいいから。

○議長（山本浩平君） 山本生活環境課長。

○生活環境課長（山本康正君） 申しわけございません。ちょっと今そのごみ収集車の例えば運搬の回数ですとかそういったものがこのごみの減量にどう影響するかということまでご答弁できないというのが、数字上で割り返してというところはご答弁できないところでございますので、その辺は後ほどといいますか、どういう影響、どれぐらいのごみ収集経費が影響あるかというのは、後ほどご答弁させていただくということよろしいでしょうか。

○議長（山本浩平君） 後ほど調べた後でまた答弁ください。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

次に、52ページから57ページ、6款農林水産業費から7款商工費までの歳出について、質問のある方はどうぞ。52ページから57ページです。

13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） ないようですので。

53ページの公共牧野管理経費、これ頭数減と話しましたけれども、頭数減の部分の何頭減っているのか。そして、頭数減の理由です。さまざまあると思います。それと、3町営牧場ありますけれども、災害なんかで使っていないと言っていますけれども、この牧場の利用実態と管理と整備がまずどのようにされているのかということでもあります。

○議長（山本浩平君） 本間農林水産課長。

○農林水産課長（本間 力君） まず、今回の減額になっています頭数状況でございますが、予算の組み立ての中で平成25年、6年度ベースの実績を考慮いたしまして、延べで1万1,470頭の予算組みをさせていただいております。今回28年度の実績で申し上げますと、延べ6,155頭ということで、実際使用料見合いで委託費が61万5,500円という形で今回その残りの分、予算額が114万7,000円という予算計上でございますので、執行残としまして53万1,500円という状況になっております。

28年度実質の利用状況でございますが、農家戸数3戸でございます。26年あたりから比べますと、5戸ございまして、2戸ほど減っております。こちらが極東牧場1カ所の利用ということで推移している中で、さらには農家戸数全体の中でも放牧頭数が減っている状況でございます。いろんな中で今農家の方々も利用促進を図っていただいているのですが、現状農家さんの可能な範囲で入れてもらっている状況で、ほかにも今ニーズはいろいろと情報収集はしているのですが、28年度では結果的にこのような6,155頭でとどまってしまったという状況でございます。それで、極東牧場に関しましては、本場以外に裏側の部分がまだ利用がされていない現状でございますので、そういった未利用地も今現状ぎりぎりではあるのですが、まだまだ次年度以降使っていくすべという部分では可能だという状況も押さえておりますので、実態としては極東牧場に集約させていただきまして、できるだけ公共牧野のほうの利用、稼働率を上げていくところでは農家さん方の意向を聞きながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 私は、予算上の頭数減云々というより、なぜ聞いているかという、基本的に頭数が減っているということは、放牧頭数のもとが減って放牧に影響しているのか、あるいは牧場が放牧する農家の人方の期待に応えられる牧場になっていないから来ないのか、そういう部分の基本的な振興的な部分から私聞いているのです。当然苦小牧のほうにも行っていると思う。何頭行って、何戸の人が行っているのか、そういう部分について前も説明していますけれども、苦小牧行っているのが悪いという意味でないです。なぜ地元の町営牧場は使われないのか、そういうことを整理して、ちゃんと反映するようなことになっているかという本質のことを聞きたいのです。ただ数字上の減はいいのです。今非常に肥育牛も、企業農家ではなくて畜産農家、現状頭数とか大変な状況になっていると思うのだけれども、その辺もちよっ

とお話聞きたいのだけれども、そういう部分で聞いているのです。その辺を答弁。

それと、1点目で質問するのできなくて、55ページの子育て移住ありますよね。これ多分私の記憶では27年度の繰越明許事業で来ているはずなのです。でなかったか。新規か、新しくなっている部分かな。それで、相当の額なのだけれども、この事業費を減額しなければならなかった原因と周知とか啓発、これはどういう形になっているのか。これだけの応募がないという背景に何かあるのかどうか、そういう部分です。

○議長（山本浩平君） 本間農林水産課長。

○農林水産課長（本間 力君） まず、先般の前田議員のほうからも苫小牧の公共牧野のほうにも利用されていると。済みません。細かい頭数は承知していませんが、2件ほど農家さんが利用されているということは現状押さえております。それで、本質的な部分で期待に応えられているかどうか、これは全ては期待に応えられていない現状は我々としても認識はしています。もともと補助事業を行いつつ利用管理の費用の面からいっても負担は、確かに効率よくやられていた時代はありました。その部分での延べ頭数はしっかり1万頭以上は確保していた状況もあります。その関係性からいけば、石山、それからヨコシベツの牧場が災害もあって、その中でもさらに補助事業としては対象に見れなくなった現状もあります。それで、苫小牧と比較しますと、やはり管理人さんを置いている体制が苫小牧については非常に有効利用されている一つの捉えかなというふうに押さえておまして、29年度の予算組みの中でもまずは損益的に1万頭以上を確保した中できちっと利用料を上げさせていただいて、そういった中で効率よく円滑な運営を図っていく上で、農家さんの個々の負担を軽減する上でもそういった管理人さんを置いていくような検討も実際予算組みとしてさせていただいていますので、それらを考慮しまして期待に応えられるように努力してまいりたいというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 森経済振興課長。

○経済振興課長（森 玉樹君） 私のほうから子育て世代・移住者等定住促進支援事業につきましてご答弁させていただきます。

この事業につきましては、町有地を土地購入費全額補助しますよという事業のほうになってございまして、繰越明許費ではございません。当初予算では2区画の予算計上をしていたのですけれども、28年度の実態としまして実は3区画購入いただいております。ただ、実際今年度中に家を建築しまして、その時点で初めて補助金を支出する事業なものですから、残り2件につきましては29年度の債務負担行為という形で計上させていただいております。そのため当初2件分の土地代助成見ていたのですけれども、28年度の執行としましては1件分ということで、差し引き512万6,000円の減額ということで今回整理させていただいております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 先ほど公共牧場の関係で、放牧に関するもとの分母の飼養頭数が減っているから放牧するのが減っているのかどうかということ、もとの数字はふえているということかな、頭数が今現状では、繁殖の肥育頭数が。わかるでしょう。その辺が非常に大事なことなのです。減っていれば当然牧場の利用も減ってくるけれども、その辺がどうなのかということです。そういうこと。

それと、子育ての住宅の関係、前も聞いているのですけれども、今3戸あったと言っていましたけれども、無料で土地をもらって家を建てたという部分の世帯構成とか、極端に言えば公務員だとかそういう家を建てれるような環境に特別に関係ある人が建てているのか、一般の人がただだから建てたいよと、そういう部分の建てた人の層はどうですか。

○議長（山本浩平君） 森経済振興課長。

○経済振興課長（森 玉樹君） 28年度分ということでご答弁させていただきます。

まず、基本的には子育て世帯ということで、中学生以下のお子さんがある世帯ということに条件に募集受け付けております。それぞれの年齢については、今手元に資料がないので、把握はしていないのですけれども、基本的に今回3件とも世帯主の皆さんは会社員になっています。世帯数につきましては、それぞれで違いはございますけれども、3件合わせまして11人という3件分の合計の人数になってございます。

○議長（山本浩平君） 本間農林水産課長。

○農林水産課長（本間 力君） 農家の中での飼養頭数自体は、ふえているのは実態としてはありますが、実際放牧頭数に関しては減っていると。この大きな要因というのは、農家個人の管理する上でやはり放牧地までのリスク、事故の軽減だとかというふうに捉えもございました、全てではないですが、そういった部分で放牧自体は自分のところの敷地なり、公共牧場の利用を控えるというような傾向は若干あります。そういう意味で、やはり安全な対策を講じる上でそういった管理人を置いた中で対応するというのも一つ今回検討してみたいと。そういう中で稼働率を上げていきたいというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） ほかがございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） なければ、先ほどの大丈夫ですか。環境衛生費の答弁漏れをお願いします。

山本生活環境課長。

○生活環境課長（山本康正君） 申しわけございません。先ほどごみ量の減量に対してごみ収集経費が下がるかという部分についての答弁の中で影響あるというふうに申し上げましたが、ごみ収集経費につきましてはごみ量が減ったとしても、当然ながらごみ収集運搬車が決められたルートを回って、決められた人数でルートを行いますので、要するに経費は変わらないということになります、ごみ量が減ったとしても。ステーションの数も変わるわけではありませぬので、ですから今回広域に持ち込むごみ量が減っておりますけれども、ごみ収集運搬経費に関しましては作業量等が変わりませぬので、委託料はそのまま変わらないというふうになってございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） その部分はわかりました。

それでは、ごみのステーションを回る量によっては1台で半分で走るという可能性もあるよね、量満杯でなくて。そういう部分ある。それはそれでどうこうでないけれども、本来これだけのごみ量減れば逆に半分の車になる、量が。満遍なく回ったらある程度どういう形の中で、

登別まで行くのですから、ちゃんと積載量積んで走るとか、手間あるかどうかは別にして、そういうことも考えればもっと合理的になるのかなと、こう思って私聞いたのです。そういうことです。

○議長（山本浩平君） 山本生活環境課長。

○生活環境課長（山本康正君） 当然ながらごみ量が減っておりますので、おっしゃるように例えばその車によっては半分、回ったルートを行っても半分の量、大体パッカー車1台、収集車1台でも5トンから6トンぐらい入りますけれども、例えばその半分で登別に行くようなことはあり得るかと思いますが、当然ながらごみの量というのは日々変動しておりますし、半分になるものなのか、満杯で登別に行くものなのかというのはわからない点がございます。それで、当然決められたルートを決められた中で回っておりますので、それで登別のほうに行くということで今回収集運搬経費の委託料は積算をされておりますので、やはりごみ量が日々ある程度変動してもごみ収集運搬経費については変わらないということになります。

○議長（山本浩平君） 森経済振興課長。

○経済振興課長（森 玉樹君） 申しわけございません。先ほどの中学生以下のお子様を持つということでお答えしたのですけれども、訂正させていただきます。高校生以下の子供がいる世帯主が45歳以下が対象ということになります。また、もう一つございまして、45歳以下の移住者というものも対象にしてございます。

○議長（山本浩平君） それでは次に、56ページから65ページ、8款土木費から9款消防費までの歳出について、質疑のございます方はどうぞ。

4番、広地紀彰議員

○4番（広地紀彰君） 4番、広地です。土木費の中で、端的な質問なのですけれども、今回要望額からの減額されたという金額が多いのです。59ページの町道と橋梁の長寿命化の工事、これもそれぞれ減額、要因として国に対しての要望額から減額された。ほかに61ページの港湾の施設の関係の負担金、そして町営住宅の63ページ、維持管理経費の中の給水管の改修工事についても要望額からの減ということで、これが道路の部分であればある程度減額されるのかなと。これ年度末での整理ということで承知はしています。ただ、非常に多いなという感じがするのですけれども、まずその実態の押さえとしてはどうか。また、もし多いとすればその要因的な部分どのような整理をされているかどうかについて。

○議長（山本浩平君） 竹田建設課長。

○建設課長（竹田敏雄君） 国庫補助金の関係の部分になりますけれども、この減額の最大の原因は、事業要望を当初しますけれども、その要望額が減額されてしまったということで、道路もそうですけれども、先ほどお話ありました公営住宅のほうもそういう形です。当然交付金の決まりというのですか、例えば社会資本整備交付金であれば10分の6が原則なのです。この範囲内で交付金を交付しますよということでヒアリングとか受けるのですけれども、そういったものがちゃんと満度に出ないということで、それがまた減額されてお金がついてくるという状況なのです。これは、国のほうだとかそういったほうの予算が少ないということが最大の原因だと思うのですけれども、これはうちのまちだけでなく、全道的にこのような形にだんだ

んなっていますので、交付金として認められた額の範囲内でしか今のところ工事を進めていけないというような状況に今なっているということです。

○議長（山本浩平君） 4番、広地紀彰議員。

○4番（広地紀彰君） 4番、広地です。大枠としての当然社会資本整備の総合交付金、まちづくり交付金の部分の大枠だとかそういった部分の整理の中で、他町もそのような傾向にありながら本町においてもこのような状態になったということで、ただ、これで計画への影響なのですけれども、橋梁についても長寿命化計画が策定され、またさまざまな計画の中で事業を進められているのですけれども、そういった部分の計画への影響や事業者に対しての影響といった部分どのような形になっていますか。

○議長（山本浩平君） 竹田建設課長。

○建設課長（竹田敏雄君） 事業の計画に対する影響なのですけれども、当然補助金がつきませんので、当初考えていた計画どおりには物は進まないということになります。ですから、例えば道路工事であれば計画しているところが今年度できないということになりますので、また次の年度に繰り越して要望していくといったような形になっていきますので、影響は少なからずあるというふうに捉えています。

○議長（山本浩平君） 4番、広地紀彰議員。

○4番（広地紀彰君） 4番、広地です。中でも港湾の建設事業について3,322万6,000円ということで、61ページです。白老港の建設事業の要望額の減少に応じた事業費の計算されているのですけれども、この部分、災害復旧にも若干かかわってしまうのですけれども、白老港の建設がまだ堤防のほうが最終的に完成していない段階で今回被災しました。高波で吸い上げを食らって、私も見に行きましたけれども、アスファルトがめくれて、中の土砂も流出しているといった部分は、多分に港湾の島堤だとかそういった部分のまだ未完成な延長線の部分があればあのような被害はなかったかもしれないと、そういうふうに感じたのです。そういった被害の実態や、これ来年度以降の話になってきますけれども、そういった部分実態をしっかりと踏まえながら、港湾の建設事業についての予算措置のほうの要望をしっかりと進めていくべきだと思うのですけれども、そういった部分どのような整理を今されているか。

○議長（山本浩平君） 赤城港湾室長。

○経済振興課港湾室長（赤城雅也君） 今議員のおっしゃったとおりなのですが、ただ長さもそうなのですが、高さがちょっと低いということ、高さを増せば越波するというか、防波堤を越える波はぐっと少なくなりますので、被災する可能性もぐっと減ると思います。長さが短いというのは、中の港湾の静穏度に相当影響しますので、被災だとか利用勝手というのは高さが、ことしも高さはふやしていますが、また来年も高さをふやしながらか延長を延ばせるようには要望していきたいと思っています。

○議長（山本浩平君） 7番、森哲也議員。

○7番（森 哲也君） 7番、森です。57ページの道路施設維持補修経費において町道除雪委託料において2回分の除雪が見込まれているとの説明がございましたが、61ページの港湾施設管理経費においても除雪の委託料があります。この除雪の委託料が2つある理由をお伺いしま

す。

○議長（山本浩平君） 赤城港湾室長。

○経済振興課港湾室長（赤城雅也君） 61ページの港湾の除雪費は、これは港湾内の臨港道路です。町道ではないので、それで予算は分かれています。

○議長（山本浩平君） 竹田建設課長。

○建設課長（竹田敏雄君） 除雪の関係です。57ページにある除雪費につきましては、町道の除雪ということでここに計上させてもらっています。

○議長（山本浩平君） ほかがございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） では、次にまいります。次に、64ページから71ページ、10款教育費の歳出についてでございます。質疑のございます方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

次に、70ページから77ページ、11款災害復旧費から14款諸支出金までの質疑があります方はどうぞ。

8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。73ページの公債費の関係でお尋ねします。

繰上償還3,330万円あるのですけれども、この中身をもうちょっと詳しく教えていただきたいのですけれども、金利が幾らで、トータル金利でどれぐらいの、もしわかればトータル金利でどれぐらい有利なのかと。それから、その下に長期債利子が戻っているのですけれども、これは関係あるのかどうか。

それと、もう一つ、もしわかれば高金利の起債というのが、高金利と言われる起債か、今はもう5%はないと思うのですけれども、一般会計でどれぐらいあるか。金額でなくても結構ですから、本数でもいいですから、そこわかれば教えてください。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 12款公債費のご質問でございます。

まず、長期債元金償還費ということで、今回繰上償還ということで3,330万円計上させていただいております。この起債につきましては、平成19年度に借入れを行いました行政改革推進債と言われるものでございまして、当時金額は6,660万円という借入れを起こしております。この行政改革推進債というのは、当時白老町もそうなのですけれども、行政改革にかなり力を入れているという前提の上で、財政的に厳しい自治体に対して通常の起債というものは最高でも当時9割までということで、残り1割分は一般財源を単費を充当しなければならないというところを、その1割分を、あくまでも事業費という部分でございまして、1割分をすき間を埋める起債ということで借入れした起債でございますので、この行革推進債をどの事業に充てたというのにつきましては、当時確か十幾つの事業にそれぞれ充てたというような中身になってございます。現在19年に借入れを起こして、最終的には34年までという、償還するという予定でございましたが、今回室蘭信用金庫様のご理解をいただきまして繰上償還をさせ

ていただくということになりました。繰上償還によって約281万円の利息が軽減されるということになります。そのほか現在高利率の起債というのはほとんどございませんで、今回では2.6%での借り入れでございますが、もう一つ2%台というものがありますけれども、それ以外は全て1%台、あるいは0.幾らというような状況に現在はなっております。

それから、もう一つのご質問で、その下の長期債利子支払費1,000万円減額してございますが、これにつきましては今回の行革推進債にかかわる繰上償還というものもちろん含んでございますけれども、当初あくまでも起債の額が固まっていない中で予算組みということで、あくまでも起債の計画の中での予算組みということもありますし、なおかつどのように状況が変動するかわからないということで、かなり利息を多目に見込んで予算組みをしております。大体1%から2%というような利息を計算して予算組みをしております。過去には3%だった、ずっと3%だったのですけれども、今のこういうような現状の中で1%から2%。しかし、現実的には今までの借り入れについては0.1から0.3というような状況になってございまして、やはり大きくこの利子分というのは浮いておりますので、その分を今回減額するというような補正でございます。

○議長（山本浩平君） 8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。よくわかりました。

それで、財政健全化プランの中で起債の状況を見ますと、改訂版の健全化プランの中で起債の状況を見ますと28年度は当初プランよりも実績が2,700万円下回っているのです。何を聞きたいかといったら、2,700万円下回っているのだけれども、今回3,300万円返すのがここに入っていないとしたら、これはこれのプランの改訂版の反映になるのでしょうか。要するにこれをつくったときには反映されていないとしたらそういうふうになると思うのだけれども、そこはどうですか。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 今の財政運営の中では、当初から繰上償還分を幾らというような形で見込むというのは非常に厳しくて、どうしても年度末に財源がある程度確保されて、見えた段階でこの繰上償還をというような形での今回のご提案、予算計上ということでございますので、当然この健全化プランをつくった段階では今回の3,300万円想定してございませんで、その部分はさらに上乘せになるというようなことになります。

○議長（山本浩平君） ほかがございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 次に、歳入に入ります。5ページから7ページまでの第2表、繰越明許費、第3表、債務負担行為補正、第4表、地方債補正について、質疑がある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

次は8ページから25ページまでの歳入全般について、質疑があります方はどうぞ。

8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。この段階ではまだなかなか交付税も決まっていませ

んし、いろんなことあると思うのですけれども、現段階での予想されるここに反映されていない部分の税収だとか、わかれば交付税だとかふるさと納税等々を含めまして、不用額も含めて歳入状況が現状でどういう状況なのかというその状態を伺いたいのと、歳出で非常に大きなものが見込まれるようなことが、もう雪降っても2回分見てありますから、それ以外の部分で何か歳出要因の大きなもの、去年でいえば国保税だったのですけれども、そういうものが想定されるかどうかというあたり、わかる範囲で結構でございます。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） それではまず、歳出のほうからご説明を申し上げますけれども、現在歳出のほうにつきましては今後大きな支出を伴うものという部分の発生は考えてございません。

それから、歳入につきましては、今回の補正の中には計上してございませんが、今留保という形である程度見込んでいる部分につきましては、町税についてはおおむね1億円、それから特別交付税につきましては、これは3月の20日前後という形になりますので、現状では数字まだ出てございませんが、例年の状況が今年度も同じ状況であると仮定したならば、予算額は2億5,000万円で見えておりますので、最低でも1億円はかたいのかなというような見込みを立ててございます。そのほかにふるさと納税につきましては、1月末現在で約5億6,600万円というようところで、その中で最終的に一般財源となる見込みについては、あくまでも現在の予算計上分の経費分とを比較した中での金額ですけれども、これもおおむね9,900万円はかたいのかなということで考えてございまして、合わせますと約3億円というところでございますけれども、逆に減額要素というのもございまして、今回特に地方消費税交付金が当初予算計上の中ではあくまでも地財計画をもとに算出したわけでございますけれども、この部分がかなり落ち込んでおまして、交付税全体合わせまして、消費税交付金だけで約4,000万円程度の減、それから合わせますとおおむね5,000万円程度減額ということに今考えてございますので、それを差し引きますと最終的には2億5,000万円から上振れして3億円というようところの決算剰余金はある程度出せるのかなという現在の見込みでございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 今同僚議員に決算見込み出されましたけれども、28年度の補正予算の12号もかなり不用額出ているのです。それで、聞きたいのは、端的にわかりやすく言いますけれども、まず不用額の総額が幾らあったのか。大きな土地代は別です。不用額総額幾ら。この不用額を財源として今回補正予算やっています、支出に伴うものは。それでも余りますから、先ほども質問あったけれども、繰上償還に回しているとか、そういう余剰という言葉かどうかわからぬけれども、歳入歳出の補正予算以外に余剰出たものを歳入歳出の中で手当てしています。そういう部分の3つに分かれたら結構浮いているのです。それを抜いて今言った3億円前後の決算見込みですから、かなり財政がよくなっているのです。その部分で、では今回の12号補正の中で今言った部分はどうなっているか答弁してください。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 済みません。正確な数字、不用額幾らというような集計は特段し

てございませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） では、後ほど答えをお願いしたいと思います。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） なければ、歳入及び歳出全般につきまして何か質疑漏れがございましたらどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたしますが、今の質問があるので、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 2時05分

○議長（山本浩平君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先に議案の差しかえが出てきていますので、そちらのほう、議案の差しかえの説明を先にいただきたいと思います。

工藤上下水道課長。

○上下水道課長（工藤智寿君） このたび議案第4号につきましては、先日の議案説明会でも説明させていただいたところではありますが、議案第4号につきまして一部誤りがありましたので、差しかえさせていただきました。具体的には10ページ、それから並びに12ページの財源内訳が誤りがございましたので、そちらの部分を変更させていただきました。大変ご迷惑をおかけしたことを深く申し上げます。また、歳入歳出総額それぞれは金額については変更はございません。あくまでも財源の部分の修正ということで、10ページ、12ページが該当になりますが、まとめて議案第4号全部差しかえということによりましてよろしくお願いしたいと思います。

○議長（山本浩平君） お手元に差しかえのものがあると思いますので、議案第4号につきましては全ページ差しかえをお願い申し上げます。

◎議案第1号 平成28年度白老町一般会計補正予算（第12号）（続行）

○議長（山本浩平君） それでは、先ほどの答弁をお願いします。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） 大変申しわけございません。お時間をいただきました。

前田議員のご質問での今回の歳出における不用額の額ということでございます。先ほどもご答弁させていただきましたけれども、不用額自体をそれぞれ集計という形は特段とっておりませんでしたので、この短時間の中で今ずっと数字を拾ってございましたけれども、実際のところそれが不用額かどうかという部分につきましては、一つの事業の中でも逆に不用額であったり、逆に今回新たに計上というものがあったり、細々節を一つ一つ積み上げていかないと正確な数字は出まないので、そのような形では今回出せないという状況でございますけれども、おおむ

ね款ごとに拾った中では約1億2,000万円が今回の不用額になろうかなというところで今算出したところでございます。

○議長（山本浩平君） よろしいですか。まだ何か答弁漏れありますか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時06分

再開 午後 2時07分

○議長（山本浩平君） 会議を再開いたします。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 申しわけございません。

不用額を幾ら出したから、その部分をこちらに充てるとかという考えは特段してございません。全体の中で今回の補正額が最終的にどのぐらい不用額が出て、プラス逆に今回盛り込まなければならない部分もあった中で、最終的にそれを差し引いた中で財源がどのぐらい出るのかというところで、そこでその出た財源に対して今回どのようにその財源を活用するかということはこの補正予算の編成の中で考えて、今回計上をしてございます。よって、余剰が出たいわゆる不用額と、それから新たにかかるものという差し引いた部分での余剰分について一部は繰上償還の財源、あるいは当初財源として充てていました交付税の逆に戻しというような形で今回整理をさせていただいているという状況でございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 総体的な物言いはわかるのです。だから、具体的に細かい数字でなくても、今不用額で1億2,000万円出たよと。だけれども、新たな事業も起きたよと。足りなかつたよと、追加事業するよ、それでかかった事業が仮に1億円かかったよと。端的に言うと、1億2,000万円から1億円を引いたら2,000万円浮いたよと。2,000万円については、ここでいう繰上償還のほうにこういうふうに戻したよと、そういうことを聞いたかったのです。だから、不用額が1億2,000万円ということは、ここでいろいろ議論しないけれども、当初予算はどうかという話も出てくるのです。もっと予算をつけるときにちゃんと厳しく精査をして、十分に町民のために発揮できる事業のような予算づけをしなければここに残ってきってしまうと。こういうことはどうかと、こういうことです。

それと、もう一つは、先ほど同僚議員も質問して答弁ありましたが、町税が1億円ここにきて出るということは非常に、当初予算のときのことが云々ということはあえて言わないけれども、聞きますけれども、この1億円、当初予算の調定額ですか、1億円出たのは。それとも、太陽パネルの部分は追加で5,000万円だかふえたよと、こう言っているからいいけれども、それも含めた部分の1億円ということですか。これは当初調定なのか、途中からそういう1億円が上がる部分の要素があって調定を起こして1億円になったのか、その辺。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） まず、不用額の考え方でございますけれども、もちろん今前田議

員おっしゃったとおり、なるべく当初予算で組んだ金額の中でそれを限りなく活用をさせていただくということが確かに望ましいことと思っておりますが、反面逆にこのような不用額が出ないと次の繰越金に回らないというところもございますので、なかなかその辺につきましては非常に難しいところかなというふうには考えてございますけれども、ただ、今回の不用額につきましても実際予定していたものが若干実績見合いでという不用額もあれば、先ほどのご質問にもありましたとおり、いわゆる要望額で当初見込んでいたけれども、それがつかなかったりというような場合もございますので、なかなか一概に不用額の性質というものも違うかなというふうに思っておりますので、その辺につきましてはその状況、状況に合わせた中で整理をさせていただきたいと思っております。

それから、税額の部分については、当初調定ということではなくて、あくまでも現在の予算に対して1億円ということでございますので、当初調定のいわゆる年度に入ってから調定額とはある程度近い数字なのかなというふうには考えてございます。

○議長（山本浩平君） 久保税務課長。

○税務課長（久保雅計君） 税の関係でございますので、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、固定資産税につきましては、当初見込んでいたものより償却資産、特にメガソーラーの関係がございまして、そちらにつきましては基準日が1月1日ということでございますが、状況によっては1月1日以降に稼働する場合もございますので、その辺確実に税として調定が上がるかどうかという部分もございますので、やはり償却資産の場合は申告が出てきて、それから賦課するということになりますので、そういうこともございますので、申告が出てきたので、調定のほうがふえているという状況でございます。

また、住民税につきましては、1年おくれで課税するということになりますので、所得の状況が変化する場合もございますので、前年の実績等を勘案しながら予算のほうは作成しておりますが、当初の賦課において調定額が例えば給料が上がりますですとか、営業の方で収入がふえるというような状況がございましてと調定額がおのずと上がりますので、そのような状況で今回町民税についても増額で、固定資産税と町民税を合わせまして約1億円増額という見込みでございます。

○議長（山本浩平君） それでは、先ほど全般についての質疑がないということでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号 平成28年度白老町一般会計補正予算（第12号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号 平成28年度白老町国民健康保険事業特別会計
補正予算（第4号）

○議長（山本浩平君） 日程第11、議案第2号 平成28年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） それでは、議の2-1をお開きください。議案第2号 平成28年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）。

平成28年度白老町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億6,388万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億2,470万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年2月21日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号 平成28年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号 平成28年度白老町後期高齢者医療事業特別会

計補正予算（第2号）

○議長（山本浩平君） 日程第12、議案第3号 平成28年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） それでは、議の3—1をお開きください。議案第3号 平成28年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）。

平成28年度白老町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ774万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,564万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年2月21日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第3号 平成28年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号 平成28年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（山本浩平君） 日程第13、議案第4号 平成28年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

工藤上下水道課長。

○上下水道課長（工藤智寿君） 議案第4号でございます。平成28年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

平成28年度白老町の公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億74万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億8,601万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 既定の債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成29年2月21日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第4号 平成28年度白老町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号 平成28年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（山本浩平君） 日程第14、議案第5号 平成28年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計補正予算（第2号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

赤城港湾室長。

○**経済振興課港湾室長（赤城雅也君）** ページ、議5—1でございます。議案第5号 平成28年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計補正予算（第2号）。

平成28年度白老町の港湾機能施設整備事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ51万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,834万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年2月21日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○**議長（山本浩平君）** 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（山本浩平君）** 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（山本浩平君）** 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第5号 平成28年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計補正予算（第2号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○**議長（山本浩平君）** 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号 平成28年度白老町介護保険事業特別会計補正
予算（第2号）

○**議長（山本浩平君）** 日程第15、議案第7号 平成28年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

田尻高齢者介護課長。

○**高齢者介護課長（田尻康子君）** 議の7—1をお開きください。議案第7号 平成28年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）。

平成28年度白老町の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,407万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億623万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年2月21日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(山本浩平君) ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第7号 平成28年度白老町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長(山本浩平君) 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号 平成28年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)

○議長(山本浩平君) 日程第16、議案第8号 平成28年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)を議題に供します。

提案の説明を求めます。

野宮病院事務長。

○病院事務長(野宮淳史君) 議の8-1をお開き願いたいと思います。議案第8号 平成28年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)。

第1条 平成28年度白老町立国民健康保険病院事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条 平成28年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

第1款病院事業収益、既決予定額8億4,990万4,000円、補正予定額447万2,000円、計8億5,437万6,000円。

第2項医業外収益、既決予定額2億8,780万円、補正予定額447万2,000円、計2億9,227万2,000円。

平成29年2月21日提出。白老町長。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第8号 平成28年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第19号 白老町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 続きまして、日程第17、議案第19号 白老町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

岡村総務課長。

○総務課長（岡村幸男君） 19—1をお開きください。議案第19号 白老町課設置条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町課設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成29年2月21日提出。白老町長。

次のページでございます。附則、この条例は、平成29年4月1日から施行する。

次のページ、議案説明でございます。2020年の民族共生象徴空間開設に向けて、周辺整備や地域活性化などの喫緊の課題に対し、さらに迅速かつ円滑に推進できる体制を整備するため、本条例の一部を改正するものでございます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 先般資料をいただいた行政機構図の案を見ました。それで、象徴空間整備統括監の関係ですけれども、表から見れば1つ上に出ているのですけれども、私はこの立場で十分な能力、権能を持って仕事をしていただきたいなど。そうでなければ能力、職制、職部分で発揮できないなど、こう思って、人事管理制度ちゃんとしておかなければいけないと、こういうことで質問するものです。

それでまず、行政管理制度上この町の機構図からして象徴空間整備統括監の位置づけ、職階はどのようになるか。それと、言葉がいいかどうかわかりませんが、前回も局長とか理事という形でこういうような機構図になって、どれだけ機能したのかどうかということはこれは私判断するわけでないのですけれども、若干いろいろな仄聞するところもありますけれども、こういう部分、今回も前回同様な機構図だと思いますが、前回の局長とか理事、その位置づけでもあったけれども、今回とこの機構図から見るとどういふふうに違うのか、その2点伺います。

○議長（山本浩平君） 岡村総務課長。

○総務課長（岡村幸男君） まず、職階ということでございます。現在は課設置ということでございますので、最上位が今補助事務というか、事務方としては一番上が課長職という形になります。この職位については変わりません。ですから、課長職の位置づけですが、統括監の職務を規定するための別規定をきちっと設けまして、統括監の位置づけを明確にするという形をとりたいと思っています。

それで、もう一つ、前回の例も含めてのお話でしたが、統括監としての今回2課を調整するという形で配置するという形になりますので、単純にそういう総合調整に関することだけではなくて、仕事というか、事務分掌というか、そういう統括監にも見てもらうための業務をきちっと分担していただくという、そういう考え方で現状おります。もちろん統括監がしていただけるそういう業務については、現段階の中でもある程度検討されている状況がありますが、当然ご本人もいらしたした中で最終的な業務分掌については確認をさせていただくという形をとっています。現状の中では、状況的には既に内部的には検討は終えているという状況にあります。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 今要綱、内部文書をつくってやるよと言っていますけれども、うちの人事制度の規定を見ると行政組織の規則しかないのです。そうですね。一番上は課長だけなのです。私言いたいのは、そういう規則云々という、時限的なものだと思っているからそうつけると思うけれども、職階ってわかりますよね。職階ということは、職務の能率を向上するために職階を定めて、指揮系統をして責任を明確にするのです。私は、そういう部分でいけば指揮系統、責任明確にして、それによって誰でもがちゃんとわかるような形で条例とかの部分で直して職階の位置をつけて、次長とか、それ相当の手当ても出るかわかりませんが、ちゃんとそうやってやらないと、言葉は悪いのだけれども、時限的に2年だよと小手先でそういうことをやっても、職員が本当にそういう形で見えるかどうかということなのです。やっぱり人事制度ですから、ちゃんと条例規則にのっとって位置づけをして、その人がちゃんとその権限

の中で仕事をやる。職員が誰が見てもこういう立場があるのだな、私はそうするべきだと思うのです。こういうことをやると、また前回の総合行政局や理事と同じです、課長職とただ頭だけ表が突出して。まだ十分に時間ありますから検討すべきだと思う。本当そういうことをやっては僕はいけないと思う。前回の轍を踏むことは十分にありますから。そういうことどうですか。これ課長でいいのか、理事者になるのか。

○議長（山本浩平君） 岡村総務課長。

○総務課長（岡村幸男君） おっしゃることはそのとおりだというふうに理解しております。当然課設置条例は条例ということで、これは法律で決められたものでございますので、最上位の組織を条例で規定しなさいということになっておりますので、今回条例改正のご提案をさせていただいております。こういう組織立てが確定させていただいた後は、今前田議員おっしゃったとおり、当然職階ですから、この統括監という職名を規則の中に盛り込むということが出てきますし、もちろん統括監というのはどういう業務なのだということで、先ほどお話ししたとおり、統括監の設置という配置の規定をちゃんとつくらなければならないという、こういうことで実はご答弁させていただいたということでございますので、そういう明確にした職務の位置づけも含めて、きちっとそれはさせていただきたいというふうに考えています。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 今総務課長の答弁あったとおり、そうしてほしいと思う。多分それはちゃんと踏まえて話していると思いますけれども、この条例だけ、きょうの課の設置条例だけ見る、あるいはうちの行政組織の職制を見ると、職制と職階って違いますから。多分わかっていると思うのです。そこをちゃんと我々行政として整理をしてやらないと混乱のある組織になりますので、それだけはちゃんと明確に整理、誰がこの立場になろうとちゃんとすべきだと思います、これだけの表で位置づけしているなら。どうですか。

○議長（山本浩平君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 今回特別な形での組織図になっているその違和感というのは、皆さんごらんになってあるかと思っております。今回のその趣旨、目的については、議案説明会の中でもご説明を申し上げているかと思えます。そのことを踏まえまして、今回今議員のほうからありましたような職制、職階のあり方については、十分押さえていかなければならないし、それから最初にご質問のところでご心配されたような経験も持って、我々もそのところを踏まえていかなければならないということは重々押さえております。ですから、今総務課長のほうからありましたように統括監の職務内容につきましては、きちっとした規定を設けて、しっかりとその職務に精励をしてもらおうというふうなことでの進め方は、こちらの組織づくりと仕事のこれからの進め方の中で十分あり方について予想も含めて、こういうふうなことのときはこういうふうなことをしていかなければならないので、こういうふうにするべきだというふうなところも押さえて、組織のつくり方については今ご心配されたようなことは重々押さえて、この課の設置は図りたいというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） それでは、行政機構図はこのままになりますけれども、統括監の部分

は業務内容はわかりました。では、職制としては飛び出ていますので、職階という形の中でちゃんと位置づけをするという解釈でいいですか。これは条例になるのか、規則改正になるかわかりませんが、その辺いかがですか。

○議長（山本浩平君） 岡村総務課長。

○総務課長（岡村幸男君） 先ほどお話ししたとおり、課長職としては変わらないのです、実は。そこは、課長職の上に例えば部長を置くとかそういう制度ではありませんので、そこはご理解いただきたいと思います。ただ、職階の中での位置づけとしては課長職ではあるけれども、統括監の職務としてどういうことをするのかということの中できちっとそのことは整理をさせてもらいたいと、こういうことでございます。今の制度の中では、課制をとっている以上さらにその課制の上に例えば特別職、一般職の上にはもうあと特別職しかいないのですけれども、では特別職に位置づけるのかということにはなりません。ですから、そういう規定の中で整理をさせていただきたいと、こういうことでございます。

○議長（山本浩平君） 11番、西田祐子議員。

○11番（西田祐子君） この部分で、前回いただいた説明、臨時事業、新規事業等についての中で議案第19号の議案説明資料の下のほうの町立病院に向けた体制強化と入っていますけれども、これは今回のこの議案とは関係ないのですか。

○議長（山本浩平君） 岡村総務課長。

○総務課長（岡村幸男君） 今回の組織の一部見直しについてということで、特に組織及びそこに配置される人員についても実はこの中身がわかるように整理をさせていただいておりますが、組織上の人員の配置と組織というのは異なっていて、町立病院に基本的に人員を配置するというのは、病院の改築に向けた担当参事を別にこれは配置するという形をとっております。これは組織とはまた別のものでありまして、どここの課に課長を配置するという考え方と基本的に同じ考え方なものですから、これは組織とは別というふうに捉えていただければと思います。

○議長（山本浩平君） 11番、西田祐子議員。

○11番（西田祐子君） そうしましたら、今回設置、課長職ということで病院改築準備担当参事、これは29年度の4月から固定されるわけなのですけれども、この課長さんの権限というのですか、変な話ですけれども、仕事の範囲というのですか、そういうものをまず教えていただきたいなと思います。それと、特命参事みたいな形になると思いますので、実際に場所が例えば町立病院にいるのか、役場にいるのか、そういうようなことも含めて少しわかりやすく説明していただければと思うのですけれども。

○議長（山本浩平君） 岡村総務課長。

○総務課長（岡村幸男君） 職務内容につきましては、ここに説明資料に書いていますとおりでございます。改築に向けた準備を進めてもらうという、そういう状況になります。一方で、改築だけではなくて、今回議会のほうにもご説明しておりますけれども、病院のこれから一般財団法人苦小牧保健センターとの協議を進めていくという、そういう状況の中であって、その担当もしていただくという、そういう内容になってございます。現状では町立病院の中でそう

いう業務を進めてもらうという、そういう考え方でおりますが、位置づけは健康福祉課付の担当参事という、そういう考え方で配置をするということでございます。

○議長（山本浩平君） 11番、西田祐子議員。

○11番（西田祐子君） わかりました。

そうしましたら、確認を込めてもう一回だけ聞かせていただきたいのですけれども、この担当参事というのは苦小牧のほうの保健センターとの協議も担当するということなののですけれども、もちろん町側のほうも理事者側、町長か副町長か出られると思うのですけれども、そういう方々と一緒に出るといふふうに考えていいのですか。それとも、町を代表して出られる、そしてそのところで細かい実務的なことを詰めていくといふふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（山本浩平君） 岡村総務課長。

○総務課長（岡村幸男君） いろいろ想定されると思うのですが、基本的にはやはり実務的なことを協議していくという、そういう立場でございまして、最終的な一番協議の大きな点ということになってきますと、それは当然理事者がきちっと対応していただく形になるかと思いますが、その前段、事務的にどこまでが整理できるかですとか、どういう課題があつて、どういう方向性を持っていくのかとか、そういうような点をこの担当参事の中で整理をしてもらうと。そのことを理事者が最終判断をして、その最終的な協議調整、確認を行っていくという、そういう作業になってくるかなといふふうに考えてございます。

○議長（山本浩平君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第19号 白老町課設置条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号 白老町福祉館条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第18、議案第25号 白老町福祉館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

山本生活環境課長。

○生活環境課長（山本康正君） 議の25—1をお開きください。議案第25号 白老町福祉館条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町福祉館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成29年2月21日提出。白老町長。

附則でございます。この条例は、平成29年4月1日から施行する。

次のページ、議案説明でございます。東町福祉館は、地域住民の福祉増進及び生活、文化の向上を図るため昭和50年に建設され、福祉施設として活用してきたところであるが、建築後42年が経過し、老朽化が進んだことにより使用にたえがたいことから、近隣施設への代替利用について町内会を初め利用団体からの合意を踏まえ、当該福祉館としての用途を廃止するため、本条例の一部を改正するものである。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第25号 白老町福祉館条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎報告第1号 例月出納検査の結果報告について

報告第2号 財政的援助団体等の監査の結果報告について

○議長（山本浩平君） 日程第19、報告第1号 例月出納検査の結果報告について、報告第2号 財政的援助団体等の監査の結果報告についてを議題に供します。

地方自治法第199条第7項の規定による財政的援助団体等の監査の結果を同条9項の規定により、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果を同条第3項の規定により、それぞれ監査委員から報告がありました。

議案の朗読は省略いたします。

この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） これをもって第1号及び第2号は報告済みといたします。

-
- ◎議案第22号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第23号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第26号 白老町営牧野管理条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第27号 白老町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第28号 仙台藩白老元陣屋資料館設置条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第29号 平成29年度白老町一般会計予算
 - 議案第10号 平成29年度白老町国民健康保険事業特別会計予算
 - 議案第11号 平成29年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算
 - 議案第12号 平成29年度白老町公共下水道事業特別会計予算
 - 議案第13号 平成29年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算
 - 議案第14号 平成29年度白老町介護保険事業特別会計予算
 - 議案第15号 平成29年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算
 - 議案第16号 平成29年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算
 - 議案第17号 平成29年度白老町水道事業会計予算
 - 議案第18号 平成29年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算

○議長（山本浩平君） 日程第20、議案第22号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第23号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第26号 白老町営牧野管理条例の一部を改正する条例の制定について、議案第27号 白老町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、

議案第28号 仙台藩白老元陣屋資料館設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号 平成29年度白老町一般会計予算、議案第10号 平成29年度白老町国民健康保険事業特別会計予算、議案第11号 平成29年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算、議案第12号 平成29年度白老町公共下水道事業特別会計予算、議案第13号 平成29年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算、議案第14号 平成29年度白老町介護保険事業特別会計予算、議案第15号 平成29年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算、議案第16号 平成29年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算、議案第17号 平成29年度白老町水道事業会計予算、議案第18号 平成29年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算、以上平成29年度各会計予算10件とこれに関連する条例の一部改正案5件、合わせて15議案を一括して議題に供します。

順次議案の説明を求めます。

議案第22号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） まず、議案第22号の提案を願います。

岡村総務課長。

○総務課長（岡村幸男君） 議案第22号でございます。職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成29年2月21日提出。白老町長。

次のページ、附則です。この条例は、平成29年4月1日から施行する。

次ページ、議案説明でございます。本町の財政健全化に向けた取り組みとして、職員給与の自主削減について削減率を見直した上継続するため、本条例の一部を改正するものである。

よろしくご審議をお願いいたします。

議案第23号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 続きまして、議案第23号の提案を願います。

岡村総務課長。

○総務課長（岡村幸男君） 議案第23号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成29年2月21日提出。白老町長。

一番下です。附則です。この条例は、平成29年4月1日から施行する。

次ページ、議案説明です。本町の財政健全化に向けた取り組みとして、特別職の給与の自主削減について削減率を見直した上継続するため、本条例の一部を改正するものである。

よろしくご審議をお願いいたします。

議案第26号 白老町営牧野管理条例の一部を改正する条例
の制定について

○議長（山本浩平君） 続きまして、議案第26号の提案を願います。

本間農林水産課長。

○農林水産課長（本間 力君） 議の26—1をお開きください。議案第26号 白老町営牧野管理条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町営牧野管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成29年2月21日提出。白老町長。

附則でございます。この条例は、平成29年4月1日から施行する。

次のページ、議案説明でございます。町営牧野は、畜産振興の基盤の確立を図り、農業経営の安定に寄与するため設置したものであるが、現状における施設の老朽化や草地の荒廃等についての課題を解消するため、当該施設の維持管理を強化する必要があるから、利用者負担の見直しを行うとともに利用の促進を図るべく、本条例の一部を改正するものであります。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第27号 白老町水道事業給水条例の一部を改正する条例
の制定について

○議長（山本浩平君） 続きまして、議案第27号の提案を願います。

工藤上下水道課長。

○上下水道課長（工藤智寿君） 議案第27号でございます。白老町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成29年2月21日提出。白老町長。

附則でございます。この条例は、平成29年4月1日から施行する。

次ページ、議案説明でございます。平成22年12月から時限的に進めてきた水道料金減額措置については、本年度末をもって期間終了を迎えるところであるが、財政健全化プランの見直しにおいて計画期間内の減額措置の延長により住民負担の軽減を図るべく、現行料金体系をさらに継続するため、本条例の一部を改正するものである。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第28号 仙台藩白老元陣屋資料館設置条例の一部を改
正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 続きまして、議案第28号の提案を願います。

武永生涯学習課長。

○生涯学習課長（武永 真君） 議28—1をお開きください。議案第28号 仙台藩白老元陣屋

資料館設置条例の一部を改正する条例の制定について。

仙台藩白老元陣屋資料館設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成29年2月21日提出。白老町長。

一番下です。附則です。この条例は、平成29年4月1日から施行する。

次に、議28―2をお開きください。議案説明です。仙台藩白老元陣屋資料館の入館料は、これまで町民と町民以外の区分により料金を定め、町民の利用促進を図ってきたところであるが、当施設が今後さらに多くの町民によって享受されることにより、郷土の歴史に理解を深め、もって教育、文化の向上に資することから、当施設の町民入館料を無料とするため、本条例の一部を改正するものである。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

次の議案の前にお諮りします。

予算議案の提案についてであります。第1表、歳入歳出予算、第2表、債務負担行為、第3表、地方債の朗読は、議案説明会におきまして説明されておりますので、省略させることとしてよろしいかお諮りいたします。そのような取り扱いでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

では、そのように取り扱うことといたします。

議案第9号 平成29年度白老町一般会計予算

○議長（山本浩平君） 次に、議案第9号の提案を願います。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 議案第9号でございます。白老町一般会計予算書1ページをお開きください。議案第9号 平成29年度白老町一般会計予算。

平成29年度白老町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ97億2,000万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、25億円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成29年2月21日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議案第10号 平成29年度白老町国民健康保険事業特別会計予算

○議長(山本浩平君) 続きまして、議案第10号の提案をお願いいたします。

畑田町民課長。

○町民課長(畑田正明君) 議案第10号 平成29年度白老町国民健康保険事業特別会計予算。

平成29年度白老町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ33億5,120万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、9,000万円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

(2) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成29年2月21日提出。白老町長。

○議長(山本浩平君) 暫時休憩をいたします。

休憩 午後 3時01分

再開 午後 3時02分

○議長(山本浩平君) 休憩を閉じて会議を再開いたします。

議案第11号 平成29年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算

○議長(山本浩平君) 続きまして、議案第11号の提案をお願いいたします。

畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） 議案第11号 平成29年度白老町後期高齢者医療事業特別会計予算。

平成29年度白老町の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億9,938万9,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
平成29年2月21日提出。白老町長。

議案第12号 平成29年度白老町公共下水道事業特別会計 予算

○議長（山本浩平君） 続きまして、議案第12号の提案をお願いいたします。

工藤上下水道課長。

○上下水道課長（工藤智寿君） 議案第12号でございます。平成29年度白老町公共下水道事業特別会計予算。

平成29年度白老町の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億6,431万1,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10億円と定める。

（歳出予算の流用）

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成29年2月21日提出。白老町長。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第13号 平成29年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算

○議長（山本浩平君） 続きますして、議案第13号の提案をお願いいたします。

赤城港湾室長。

○経済振興課港湾室長（赤城雅也君） 議案第13号 平成29年度白老町港湾機能施設整備事業特別会計予算。

平成29年度白老町の港湾機能施設整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,358万3,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000万円と定める。

平成29年2月21日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第14号 平成29年度白老町介護保険事業特別会計予算

○議長（山本浩平君） 続きますして、議案第14号の提案をお願いいたします。

田尻高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（田尻康子君） 議案第14号でございます。平成29年度白老町介護保険事業特別会計予算。

平成29年度白老町の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21億6,858万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）保険給付費の各項に計上された予算に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

（2）各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成29年2月21日提出。白老町長。
よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議案第15号 平成29年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算

○議長（山本浩平君） 続きまして、議案第15号の提案をお願いいたします。
下河健康福祉課長。

○健康福祉課長（下河勇生君） 議案第15号 平成29年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計予算。

平成29年度白老町立特別養護老人ホーム事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,369万6,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500万円と定める。

平成29年2月21日提出。白老町長。
よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第16号 平成29年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算

○議長（山本浩平君） 続きまして、議案第16号の提案をお願いいたします。
野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） 議案第16号 平成29年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計予算。

平成29年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億445万4,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。
（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000万円と定める。

平成29年2月21日提出。白老町長。
以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議案第17号 平成29年度白老町水道事業会計予算

○議長（山本浩平君） 続きまして、議案第17号の提案をお願いいたします。

工藤上下水道課長。

○上下水道課長（工藤智寿君） 議案第17号でございます。平成29年度白老町水道事業会計予算。

（総則）

第1条 平成29年度白老町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

（1）給水予定戸数 9,267戸。

（2）1日平均給水量 4,723立方メートル。

（3）年間総給水量 172万3,956立方メートル。

（4）主要な建設改良事業、配水施設改良事業 1億300万円。浄水施設整備事業1,209万6,000円。

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款水道事業収益 3億8,344万4,000円。各項は記載のとおりです。

支出、第1款水道事業費用 3億7,308万4,000円。各項は記載のとおりです。

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2億2,881万4,000円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,041万4,000円、損益勘定留保資金 2億1,840万円で補てんするものとする。

収入、第1款資本的収入5,000万円。各項は記載のとおりです。

支出、第1款資本的支出 2億7,881万4,000円。各項は記載のとおりです。

（企業債）

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、配水管整備事業、限度額5,000万円。起債の方法、利率及び償還の方法については記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

（一時借入金）

第6条 一時借入金の限度額は、1,000万円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

（1）営業費用及び営業外費用の間の流用。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

（1）職員給与費6,527万6,000円。

（たな卸資産購入限度額）

第9条 たな卸資産の購入限度額は、2,134万1,000円と定める。

平成29年2月21日提出。白老町長。
以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議案第18号 平成29年度白老町立国民健康保険病院事業
会計予算

○議長（山本浩平君） それでは次に、議案第18号の提案をお願いします。
野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） 議案第18号 平成29年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算。

（総則）

第1条 平成29年度白老町立国民健康保険病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- （1）病床数、58床。
- （2）年間患者数、入院 1万2,045人。外来 3万375人。
- （3）1日平均患者数、入院 33人。外来 125人。

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款病院事業収益8億6,714万5,000円。各項、記載のとおりです。

支出、第1款病院事業費用8億6,714万5,000円。各項、記載のとおりです。

次のページになります。

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款資本的収入ゼロ。

支出、第1款資本的支出ゼロ。

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項、内視鏡撮影装置及び周辺機器等一式賃貸借、期間、平成30年度から平成33年度まで、
限度額1,221万9,000円。

（一時借入金）

第6条 一時借入金の限度額は、6億円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、
又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- （1）給与費4億8,255万8,000円。

- （2）交際費50万1,000円。

（他会計からの補助金）

第8条 病院事業の運営に関する経費について一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2億7,749万8,000円と定める。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産購入限度額は、8,139万7,000円と定める。

平成29年2月21日提出。白老町長。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(山本浩平君) 議案第23号のところで訂正があるということでございますので、一番最初の定例会3月会議議案書の議の23-1お聞きください。

岡村総務課長。

○総務課長(岡村幸男君) 済みません。最後の最後で申しわけありません。議案第23号の特別職の職員の条例の改正の新旧対照表になります。23-2の内容的にはこの改正後のアンダーラインを引いている文章なのですが、ここで教育長にあっては100分の87と書いているのですが、これは86の間違いでして、訂正をお願いしたいと思います。大変申しわけありません。よろしくお願いいたします。本則のほうは正しくなっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長(山本浩平君) 議の23-2の対照表のところの100分の87を100分の86に訂正していただきたいと思います。

それでは、議案第9号から第18号までの各会計予算10件とこれに関する議案5件合わせて15件につきまして議案の提案が終わりました。

ここでお諮りいたします。これら平成29年度各会計予算とこれに関連する議案を本会議で審議することは困難であると思われま。

そこで、慣例によりまして議長を除く議員全員による予算等審査特別委員会を設置し、これに付託の上、慎重審議を行うことが適切と考えます。

よって、ここに特別委員会を設置いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) ご異議なしと認めます。

議長を除く議員全員による予算等審査特別委員会を設置することに決定をいたしました。

なお、この特別委員会に付託する案件は、議案第9号から第18号までの平成29年度各会計予算10件と関連議案5件合わせて15件であります。これを一括して同特別委員会に付託し、審査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま申し上げました議案15件を同特別委員会に付託することに決定いたしました。

次に、委員会条例第7条第2項の規定により特別委員会では委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

この際暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時21分

再開 午後 3時22分

○議長（山本浩平君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎諸般の報告について

○議長（山本浩平君） この際諸般の報告をいたします。

ただいま休憩中に特別委員会が開催され、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので、報告いたします。

委員長に小西秀延議員、副委員長に及川保議員でございます。

付託案件の審査方よろしく願いをいたします。

◎散会の宣告

○議長（山本浩平君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

ここであらかじめ通知いたします。本会議は明日8日10時から引き続き再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 3時23分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 山 本 浩 平

署 名 議 員 森 哲 也

署 名 議 員 大 淵 紀 夫

署 名 議 員 及 川 保